

商慣行是正に向けた取組状況について

～市場監視・モニタリングを通じた執行強化～

令和7(2025)年7月14日

資源エネルギー庁 資源・燃料部
燃料流通政策室

1. はじめに ～第7次エネルギー基本計画、骨太方針

2. 制度改正の概要

- ・ 3つの課題と3つの改革
- ・ 過大営業行為 取り締まり等の方針 等

3. 実効性確保策

- ・ 通報フォーム
- ・ 規制当局による取組状況
- ・ 三部料金制に関するLPガス事業者調査
- ・ 自主宣言の状況、社員の意識変化

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）

第6次エネルギー基本計画策定以降の状況変化

- ① ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などの経済安全保障上の要請が高まる。
- ② DXやGXの進展に伴う電力需要増加が見込まれる。
- ③ 各国がカーボンニュートラルに向けた野心的な目標を維持しつつも、多様かつ現実的なアプローチを拡大。
- ④ エネルギー安定供給や脱炭素化に向けたエネルギー構造転換を、経済成長につなげるための産業政策が強化されている。

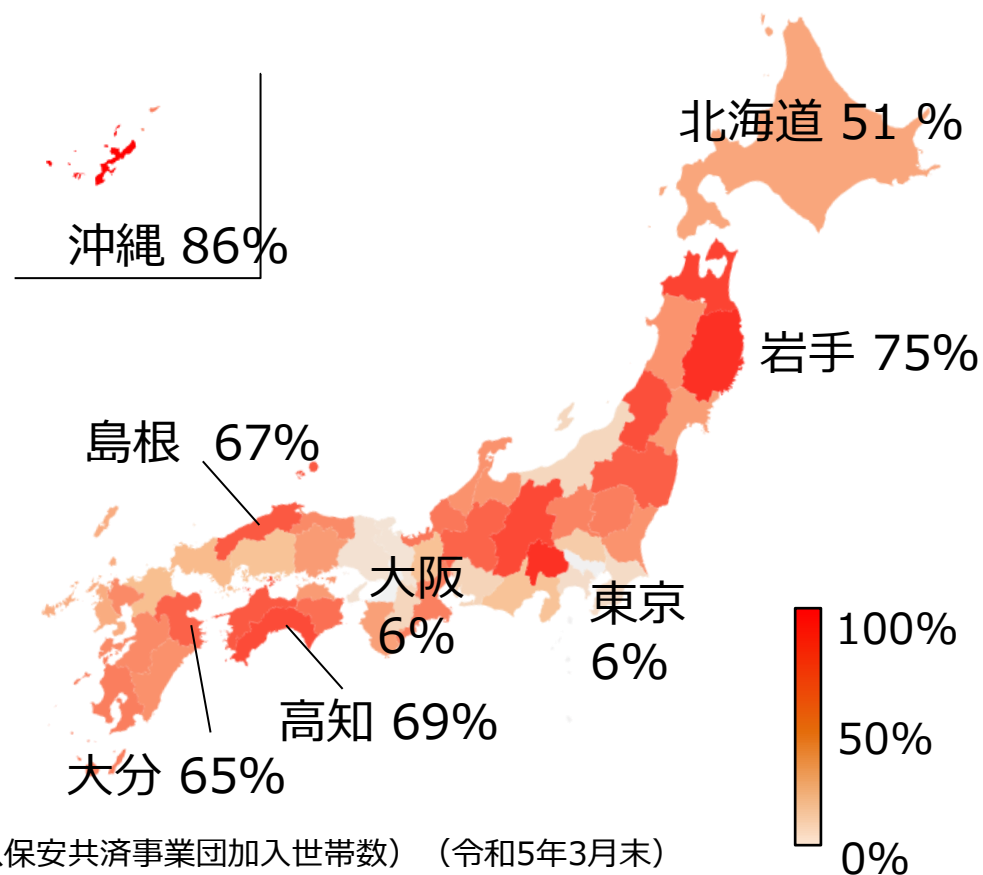
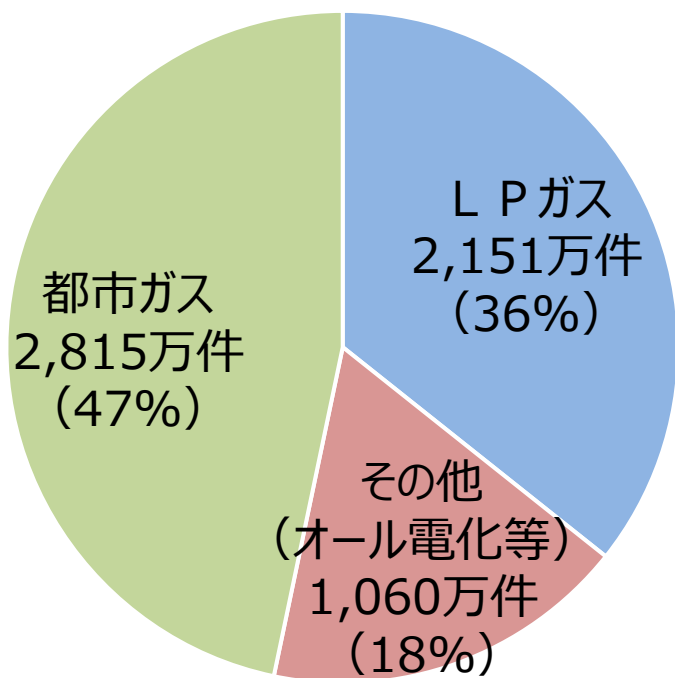
エネルギー政策の基本的な方向性

- S+3E(安全性、安定供給性、経済効率性、環境適合性)の原則は維持。エネルギー完全保障に重点。
- DXやGXの進展による電力需要増加。脱炭素電源の確保が経済成長に直結する状況であり、再エネ、原子力はともに最大限活用。
- 再エネを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指す。
- エネルギー政策と産業政策を一体的に検討し、「GX2040ビジョン」とも連携。

LPガスは約4割の家庭に供給されるエネルギー

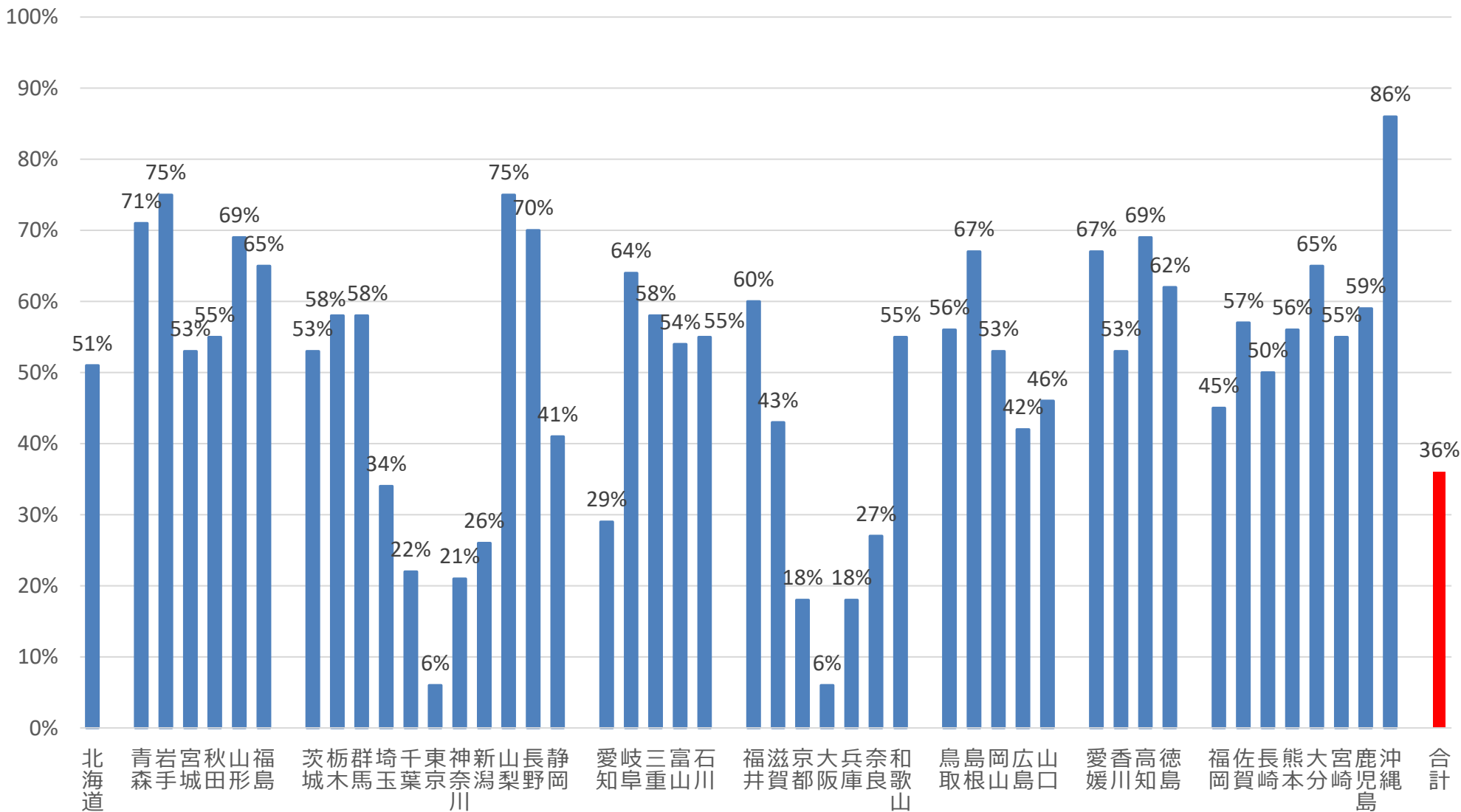
- 令和4年度末におけるLPガス・都市ガス等を利用する需要家世帯数の比率は、LPガスが約36%、都市ガスが約47%、その他（オール電化等）が約18%。
- 都道府県別にみると、7割（32）の自治体では、LPガスの普及率は50%を上回っている。

LPガス、都市ガス等の需要家数の割合
(令和5年3月末時点)



※LPガスの世帯数は、石油化学新聞社のLPガス統計年報（全国LPガス保安共済事業団加入世帯数）（令和5年3月末）
※都市ガスの世帯数は、ガス事業生産動態統計（調定件数（請求された件数）の家庭用の件数）（令和5年3月末）
※全世界帯数（住民基本台帳（令和5年1月）、100%=6,027万件）から都市ガス、LPガスの世帯数を除いた残数をもって、その他（オール電化等）世帯数とした。

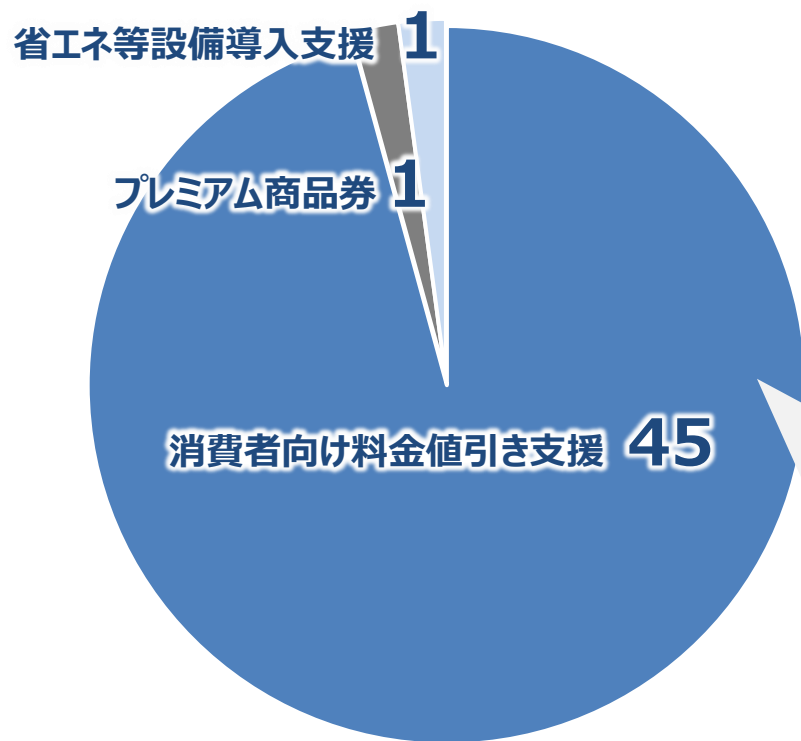
【参考】都道府県別 LPガス普及率（令和4年度末）



出典：2024年版LPガス資料年報「LPガス消費世帯数」より

(参考) 重点支援地方交付金を活用したLPガス料金支援 (令和6年度補正)

- 令和6年度補正予算により、**交付金6000億円を積み増し**。※5/27、1000億円追加。
- これを受け、**全ての都道府県でLPガス支援を含むエネルギー対策の実施が決定**。うち46の都道府県で消費者向け支援を実施。



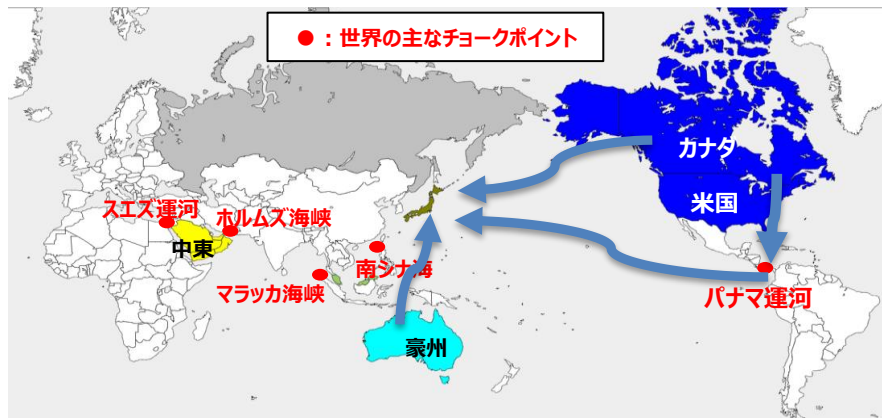
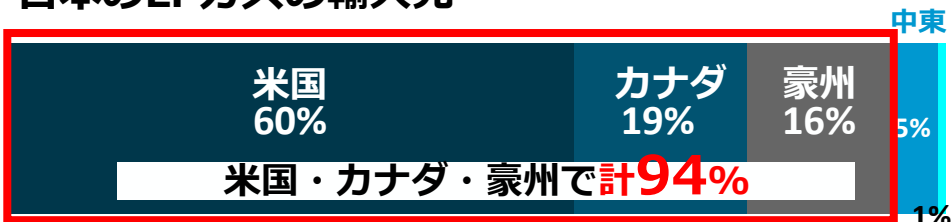
都道府県におけるLPガス料金支援

北海道 (契約当たり2,000円)	滋賀 (月1,200円×2か月)
青森 (契約当たり2,000円)	京都 (月1,000円)
岩手 (契約当たり1,300円)	大阪 (契約当たり3,000円)
宮城 (契約当たり1,600円)	兵庫 (契約当たり450円)
秋田 (月1,000円×2か月)	奈良 (契約当たり600円)
山形 (契約当たり2,000円)	和歌山 (月1,000円×6か月)
福島 (契約当たり600円)	鳥取 (契約当たり1,200円)
茨城 (契約当たり600円)	島根 (契約当たり1,200円)
栃木 (契約当たり660円)	岡山 (月800円×2か月)
群馬 (契約当たり1,200円)	広島 (契約当たり1,170円)
埼玉 (契約当たり1,500円)	山口 (月1,500円×2か月)
千葉 (契約当たり1,300円)	徳島 (月1,000円×2か月)
東京 (契約当たり3,000円)	香川 (契約当たり1,500円)
神奈川 (契約当たり1,500円)	愛媛 (契約当たり1,000円)
新潟 (契約当たり550円)	高知 (月650円×2か月)
山梨 (省エネ等設備導入支援)	福岡 (契約当たり1,500円)
長野 (契約当たり1,000円)	佐賀 (契約当たり1,300円)
静岡 (契約当たり1,600円)	長崎 (契約当たり1,400円)
富山 (契約当たり1,600円)	熊本 (利用世帯に5,000円を支給)
石川 (契約当たり1,000円)	大分 (契約当たり1,600円)
岐阜 (契約当たり1,500円)	宮崎 (プレミアム商品券)
愛知 (契約当たり1,600円)	鹿児島 (契約当たり1,400円)
三重 (月1,200円)	沖縄 (月300円×6か月)
福井 (契約当たり1,600円)	

LPガスは重要なエネルギー源（災害時にも機能する強靱性、供給安定性）

- LPガスはボンベで供給される分散型エネルギー。持ち運びしやすく、長期保存でき、品質劣化がないといった利点がある。また、化石燃料の中では温室効果ガスの排出が少ない。
- LPガスの国内供給に占める輸入割合は約8割であるが、日本のLPガスの輸入先は米国、カナダ、豪州で9割超と、海上輸送も安定。備蓄体制（国内需要の90日分）も整備されており、エネルギーセキュリティの観点からも寄与。
- ボンベで全国どこへでも供給可能であり、災害時のエネルギー供給に貢献（最後の砦）。能登半島地震でも、炊き出し需要や洗濯ニーズ等に対応。LPガスで稼働する発電機や空調設備を有する避難所は、停電下でも電源や暖房環境を確保。

日本のLPガスの輸入先



災害時におけるLPガスの活用（能登半島地震の例）



避難所の炊き出し



派遣されたランドリー車の燃料としてLPガスを供給



仮設住宅へのLPガス設置

- 輪島市 一時避難所： 地震直後から停電したが、1日夜よりLPガスの非常用発電機を稼働させることで照明・電源を確保。外部の数世帯の避難者を受け入れ、炊き出しを実施。
- 能登町 福祉施設： 地震直後から停電したが、停電復旧までの48時間、通信機器等の電源として、LPガスの非常用発電機を稼働。
- 志賀町 福祉施設： 地震直後から避難所を開設し、内部25名に加え、外部避難者94名を受け入れ、LPガスによる空調設備（GHP）を稼働させることで暖房を確保し、快適な環境を提供。
- 加賀市 一時避難所： 地震直後から避難所を開設し、外部避難者を100～160名受け入れ、タンクのLPガスを利用して食事を提供。

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）抜粋 ①

5. 化石資源の確保／供給体制

（1）基本的考え方

化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要がある。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む。

特に、LNGの安定供給確保は、電力の安定供給の確保を大前提に非効率な石炭火力の発電量を減らしていく中、現実的なトランジションの手段としてLNG火力を活用する必要があることに加え、都市ガスの安定供給の観点から重要である。価格高騰や供給途絶等のリスクに備え、官民一体となって必要なLNGの長期契約を確保する必要がある。加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靱性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPガスの安定調達と供給体制確保は重要である。

将来的な脱炭素燃料・技術を含む資源獲得競争を勝ち抜くべく、国際競争力のある「中核的企業」の創出や、これらの企業が「総合エネルギー産業」に変革し2050年カーボンニュートラル社会実現のメインプレイヤーとなることも目指す。

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）抜粋 ②

5. 化石資源の確保／供給体制

（4）L Pガス

L Pガスは、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約4割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易で品質劣化のない分散型エネルギーである。国内需要の8割を占める輸入先は米国、カナダ、豪州で9割超と地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資するうえ、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には、病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する「最後の砦」としても、重要なエネルギー源である。

L Pガス備蓄については、有事の対応やアジアの需要増加に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する。L Pガス業界やJ O G M E Cと連携し、緊急時を想定した国家備蓄基地からの放出訓練や各地への輸送に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時に備え、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設・設備強化を進めるとともに、病院・福祉施設や小中学校体育館等の避難所等における備蓄強化、発電機やG H P等の併設による生活環境向上を促進する。「災害時石油ガス供給連携計画」を不断に見直し、同計画に基づいた訓練を実施するほか、スマートメーターの導入による配送合理化等の取組を後押しし、人手不足な中でも安定供給可能な体制を強化する。

なお、L Pガスを巡る商慣行を是正し、消費者からの信頼を確保すべく、過大な営業行為の制限等を内容とする新たな規律を設けたところ、その実効性確保のため、関係省庁とも連携し、違反行為の取り締まりや市場監視・モニタリングを継続実施する。

第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）抜粋 ③

4. 次世代エネルギーの確保／供給体制

（4）合成メタン等

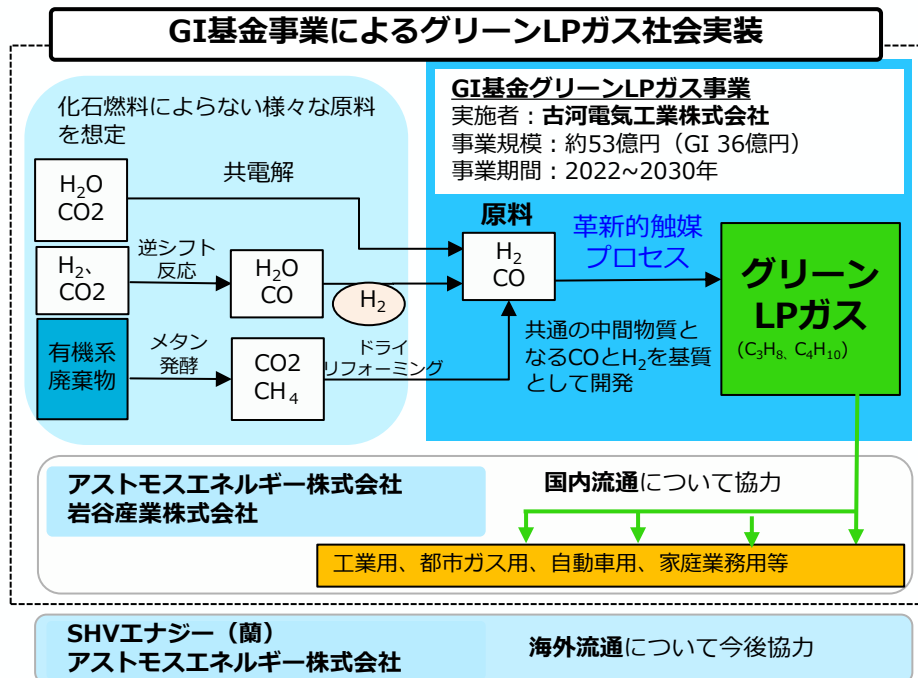
② グリーンLPガス

グリーンLPガスは、バイオLPガスや合成LPガス等、化石燃料によらないLPガスの総称である。現状ではバイオディーゼルとともに副生されるバイオLPガスが主流であるが、バイオディーゼルとバイオLPガスの生産比率は10：1と、その大量生産が課題であり、世界的にみても、その生産に特化した先進技術は確立されていない。今後、世界のLPガス需要は、燃料転換が進む中国、インドが牽引する形で拡大していく見込みであり、グリーンLPガスの大量生産技術の確立が重要である。

グリーンLPガスの大量生産に向けて、革新的触媒等の技術開発や生産プロセス実証を進め、2030年代の社会実装を目指す。 その際、官民検討会等の場を活用しながら、内外のプレイヤーの連携の下、**海外市場も視野に入れた生産・流通網を含むビジネスモデルの構築など、必要な取組を進める。** また、LPガスのカーボンニュートラル対応を推進すべく、**カーボンクレジットの利用拡大や、rDME（バイオ由来のジメチルエーテル）を混入した低炭素LPガスの導入に向けた取組等を後押しする。**

(参考)GI基金事業を通じたグリーンLPガスの社会実装

- GI基金を活用して、バイオ原料等からグリーンLPガスを生成すべく、革新的な触媒の技術開発や生産プロセス実証を実施しているところ。**2030年には年間1000t製造する技術の実証を完了**させる予定。
- 2024年8月、北海道鹿追町で、**量産化に向けた実証プラント（年間100～200 t 製造）の起工式**を開催。
- この実証を経て**グリーンLPガス合成技術をライセンスなども含めて国内外に広く展開**。**LPガスの元売り各社の協力も得ながら、国内における流通に加え、海外でのグリーンLPガスの製造・調達につなげていく。**



北海道鹿追町でのグリーンLPガス実証プラント起工式

- 十勝の鹿追町に家畜由来の「バイオガス」からLPガスを生産する実証試験を行うプラントを建設。
- 起工式には、鹿追町長、古河電気工業、アストモスエネルギー、岩谷産業をはじめ、資源エネルギー庁、NEDO等の関係者が参加。



経済財政運営と改革の基本方針 2025（2025年6月13日閣議決定）

※いわゆる「骨太方針」

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

(1) GXの推進

(略)

低炭素水素等については、内外におけるサプライチェーンの構築に向けた研究開発、設備投資や拠点・関連インフラの整備を支援する。S A F（持続可能な航空燃料）については、国際競争力のある価格の実現に向け、研究開発や設備投資を促進する。バイオ燃料を含め、需要創出のための制度の検討を行うとともに、電動車の導入を促進する。電化が困難な分野においては、天然ガスへの燃料転換、水素等や人工光合成を含むC C U Sの活用、C C Sへの支援制度の検討、森林吸収源対策を行う。

(略)

地域・暮らしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ・建物・モビリティ関連分野の脱炭素化、建築物におけるL C A制度の構築、表示ルールの策定による脱炭素型製品・サービスの普及、「デコ活」やリユースの促進に取り組む。燃料供給体制を確保するため、サービスステーション（S S）のネットワークの維持やL Pガスの災害対応の強化に向けた支援を行う。

1. はじめに

～第7次エネルギー基本計画、骨太方針

2. 制度改正の概要

- 3つの課題と3つの改革
- 過大営業行為 取り締まり等の方針 等

3. 実効性確保策

- 通報フォーム
- 規制当局による取組状況
- 三部料金制に関するLPガス事業者調査
- 自主宣言の状況、社員の意識変化

LPガスを巡る商慣行と“消費者被害”と呼ばれる課題

いわゆる「無償貸与」

- LPガス事業者が、オーナー等に対し、ガス器具に加え、エアコン、インターホン、Wi-Fi機器等の**様々な設備を無料で提供**し、後日、**その費用を消費者からLPガス料金として回収**するといった商慣行。（近年では紹介料やガスボンベ置き場の賃借料等のかたちでの利益供与事例あり）。
- オーナー等は、設備の費用分、**家賃を安くして、入居率を上げることが可能**。
LPガス事業者は、貸集合住宅の入居者との**LPガス販売契約の困り込みが可能**。

- ✓ 消費者に対する**不透明なかたちでの高額な料金請求**
- ✓ 入居後に高額なガス料金と知ったとしても、引っ越すのは難しく、**その料金を受け入れざるを得ない**



いわゆる「貸付配管」

- LPガス事業者が、建物内のガス配管の**所有権をもったままLPガスの供給**を行うといった商慣行。
- 建設業者はガス配管の費用分、**建物を安く販売可能**。
LPガス事業者は、ガス配管の**所有権に紐付けたかたちでのLPガス販売契約の困り込みが可能**。

- ✓ 不透明なかたちでの**料金請求**
- ✓ 消費者等が**LPガス事業者を変更する場合にトラブルが生じやすい**
(違約金請求、裁判等)



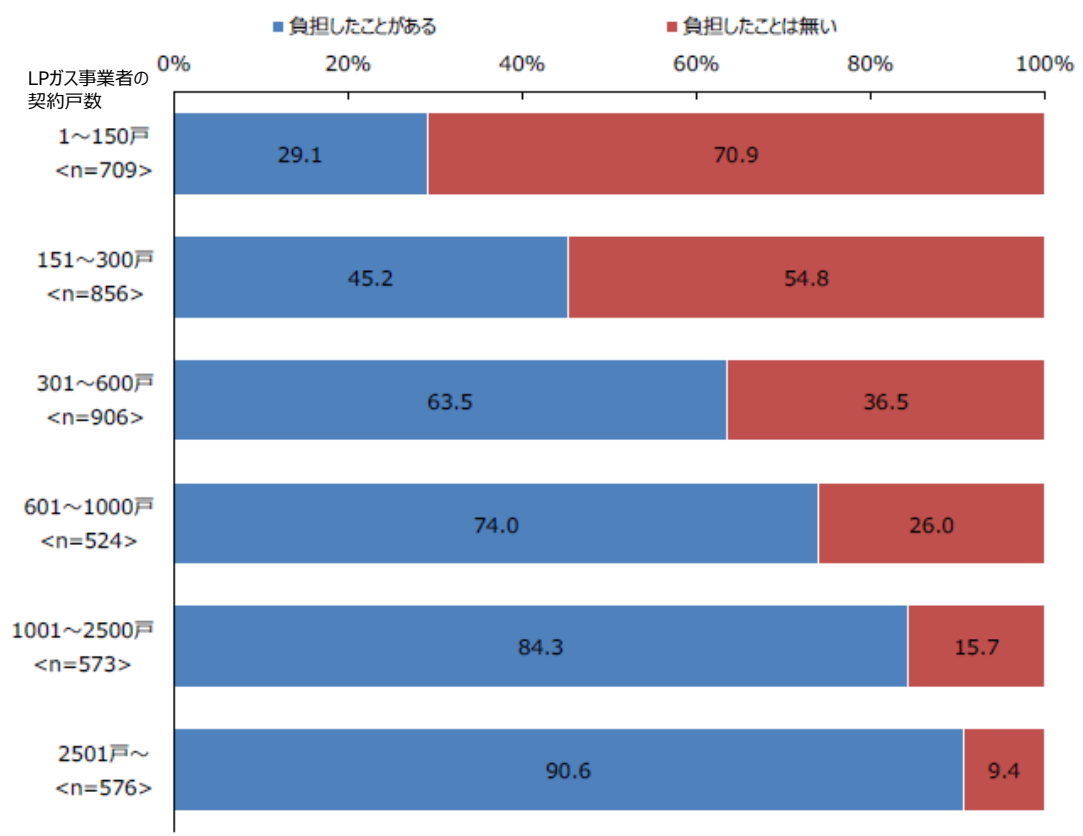
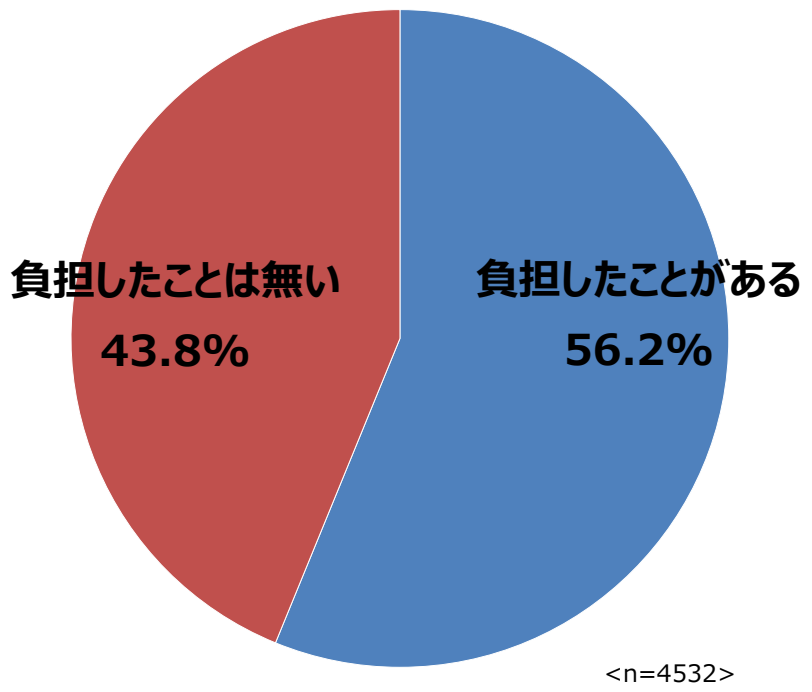
【前編】LPガス料金に影響？訴訟になるリスクも？知っておきたい、「LPガス」の商慣行
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/lpgas_business_practice.html

【後編】LPガスの契約を透明化！私たちにも影響する、法制度改正の中身とは？
https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/lpgas_business_practice_02.html

【参考】LPガス事業者による賃貸集合住宅への無償貸与の状況

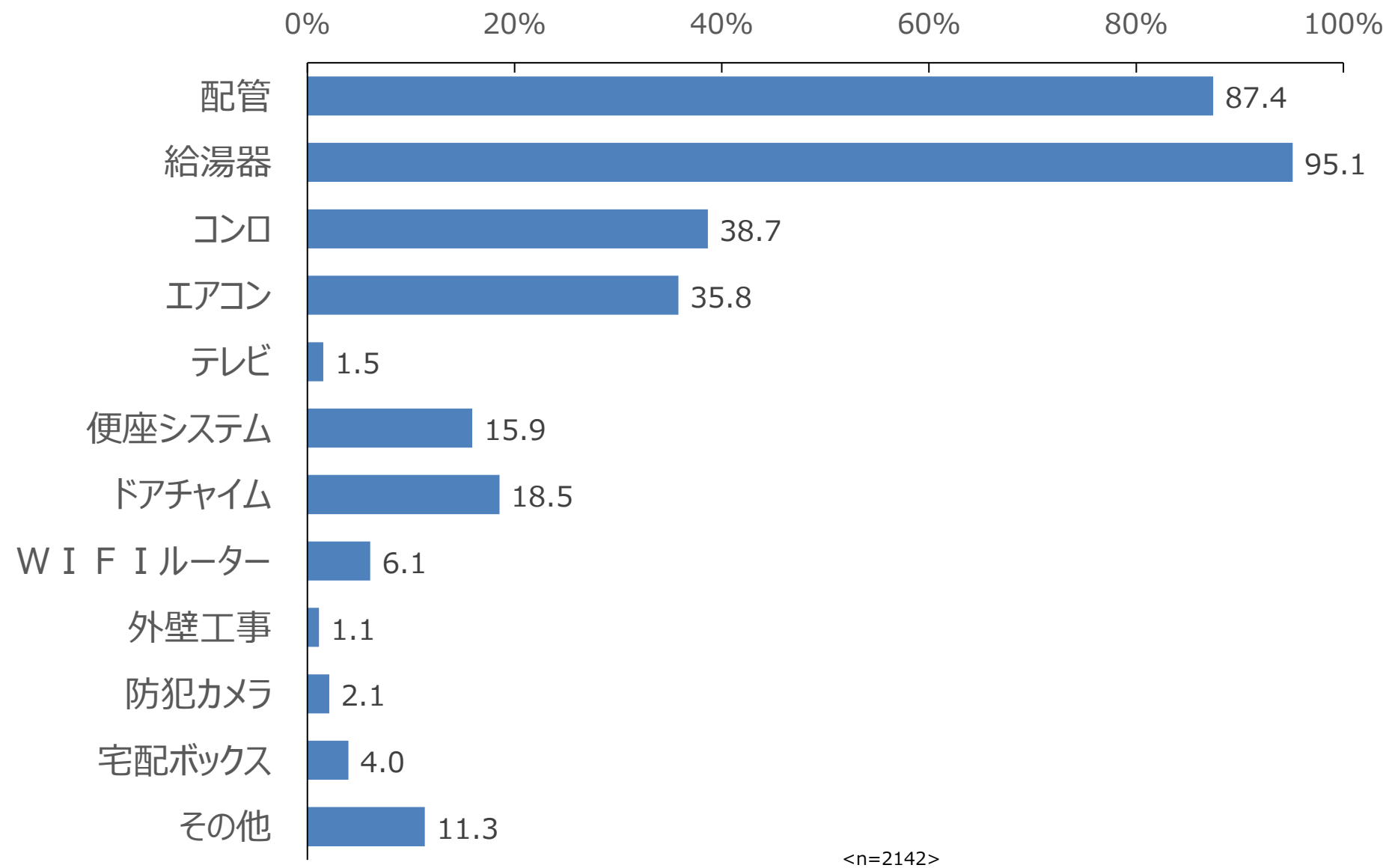
- LPガス事業者の約半数が、賃貸集合住宅のオーナー等不動産関係者からの要求に応じて機器の無償貸与を行ったことがあると回答している。
- 契約戸数が多い事業者ほど、設備費用の負担をした回答割合が高い。

賃貸集合住宅のオーナー（建物管理会社を含む）からの要求に応じて機器の負担をしたことがあるか



(出典) 令和5年度石油ガス流通販売経営実態調査 (右のグラフは令和3年度同調査)

【参考】賃貸集合住宅に無償貸与したことがある設備・工事の状況



(出典) 令和5年度石油ガス流通販売経営実態調査

LPガスを巡る商慣行の「3つの課題」



【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的として、
オーナーや不動産会社に対し、**過大な営業を展開**

(不動産会社が利益供与を要請する場合も)

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収

(通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収)

⇒ **LPガス料金が不透明で高くなる**

【課題3】

入居するまでLPガス料金が**不明**

(**過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない**)

3つの課題と3つの改革～液化石油ガス法令の改正（2024年4月2日公布）

【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的として、
オーナー等に対し、過大な営業を展開
(不動産側が利益供与を要請する場合も)

(改革1) 過大な営業行為の制限

- ・ オーナー等への正常な商慣習を超えた利益供与の禁止 (設備無償貸与、フリーメンテナンス、紹介料支払い等)
- ・ LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

2024年7月2日施行

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収
(通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収)

⇒ LPガス料金が不透明で高くなる

(改革2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

- ・ 料金請求時に基本料金、従量料金、設備料金の3つに分けて通知 (設備費用の外出し表示)
- ・ エアコンなどLPガスとは関係のない費用や、家賃に含まれるべき費用を、LPガス料金として回収することの禁止

2025年4月2日施行

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明
(過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない)

(改革3) LPガス料金等の情報提供

- ・ 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
- ・ 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

2024年7月2日施行

今回の制度改革の狙い

改革1：過大な営業行為の制限

→ 無償貸付や貸付配管といった商慣行そのものの是正

改革2：三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）

→ LPガス料金としての費用回収のあり方を適正化

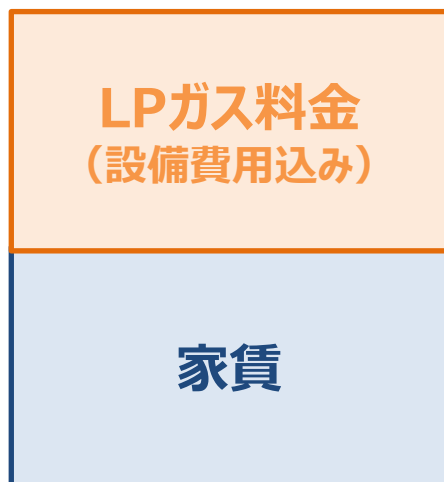
（LPガスとは関係のない費用回収や、設備の持ち主ではない者からの費用回収はしない）

※ 施行時点のLPガス消費に係る料金契約（既存契約）は、設備費用の外出し表示のみが義務。
計上禁止義務の対象とならないものの、速やかに新制度に移行していく努力義務あり。

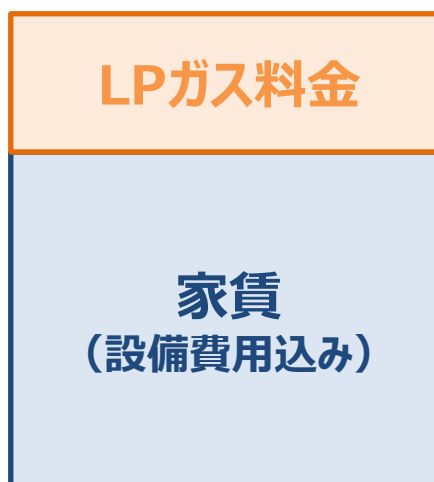
不透明で高額な
LPガス料金を是正！

罰則 + 各種実効性確保策（通報フォームの整備・国交省等との連携・モニタリングの継続実施等）

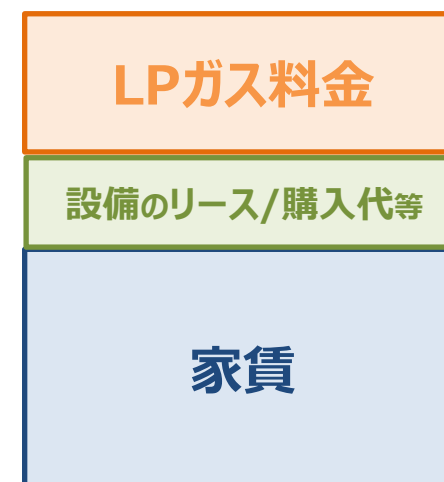
賃貸住宅入居者の負担イメージ
（現時点）



賃貸住宅入居者の負担イメージ
（2025年4月2日以降の新規契約）



又は



液化石油ガス法「改正省令」の概要

- ・ 下記(1)及び(3) : 2024年7月2日施行
- ・ 下記(2) : 2025年4月2日施行

(1) 過大な営業行為の制限

～ いわゆる「無償貸与」など、過大な利益供与を通じた囲い込み行為を抑止するため、下記の措置を講じる。

- ① **正常な商慣習を超えた利益供与の禁止** (改正省令第16条第15号の3、4)
- ② **消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止** (改正省令第16条第15号の5、6)

(2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

～ 消費者に不透明なかたちでLPガス消費に関係のない費用をLPガス料金に上乗せしてして回収している現状を是正するため、下記の措置を講じる。

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制 (設備費用の外出し表示) の徹底**
(改正省令第16条第15号の7)
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**
(改正省令第16条第15号の8)
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止**
(改正省令第16条第15号の9)

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用 (既存契約は早期移行努力義務)。

(3) LPガス料金等の情報提供

～ 入居後は事実上LPガス事業者を変更できないといった実態を踏まえ、賃貸住宅に入居するよりも前に、LPガス料金の情報を消費者が入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ① **入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務** (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示) (改正省令第16条第15号の2)
- ② **入居希望者からLPガス事業者へ直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け** (同上) 19

【参考】関係条文①（液石法）

（基準適合義務等）

第十六条（略）

- 2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。
- 3 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従って液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

（勧告等）

- 第十七条 経済産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生の防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、産業構造審議会の意見を聴いて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（登録の取消し等）

- 第二十六条 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一～三（略）
 - 四 第十三条第二項、第十四条第二項、第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。
 - 五～七（略）

第百条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

一の二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者

二～十五（略）

【参考】関係条文②（液石法施行規則） 1/2

（販売の方法の基準）

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 （略）

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※ LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

十五の三 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律①（賃貸物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の四 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律②（消費者所有物件における正常な商慣習を超えた利益供与の禁止）

十五の五 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律③（賃貸物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

十五の六 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

※ 過大な営業行為の制限に係る規律④（消費者所有物件におけるLPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約等の締結禁止）

【参考】関係条文③（液石法施行規則） 2/2

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

※ 三部料金制の徹底に係る規律①（LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知する義務（設備費用の外出し表示の徹底））

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

※ 三部料金制の徹底に係る規律②（LPガス消費とは関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止）

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律③（賃貸物件のLPガス料金においては、LPガス消費に係る設備費用についても計上禁止）

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第十六条第十五号の七から第十五号の九までの改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

※ 過大な営業行為の制限及びLPガス料金等の情報提供に係る規律の施行期日：令和6年（2024）年7月2日

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日：令和7（2025）年4月2日

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

※ 三部料金制の徹底に係る規律の施行期日前に締結されたLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示のみ求める。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 契約更新により新制度に対応したLPガス料金に早期移行する努力義務

改革 1 : 過大な営業行為の制限 (2024年7月2日施行)

～不透明で高額なLPガス料金という課題の根本原因を是正する

<基本スタンス> ※取引適正化ガイドライン記載あり

- オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした**利益供与行為**については、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましい。

<取り締まり等の方針> ※第11回液石流通WG (25/3/19) において議論。

【判断基準 1】: LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうか

- ・ LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結は改正法令上も禁止
(契約解除を長期間許容しない条件、高額な違約金規定や設備の買取条項など)
- ・ 継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期に渡って阻害する効果を有する
- ・ **賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与については、より厳しく評価**
 - 理由 1 本来家賃に含まれるべき設備の費用を、LPガス事業者に回収させるとこと自体が問題
 - 理由 2 オーナー等への利益供与は LPガス消費者の利益につながると限らない
 - 理由 3 賃貸集合住宅のオーナー等がLPガス事業者にロックインされるきっかけになる

【判断基準 2】: 利益供与の額の多寡ではなく、「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうか

- ・ 改正法令上制限しているのは、「正常な商慣習を超えた」利益供与。
- ・ 例えば、**賃貸集合住宅のオーナー等に対する紹介料の支払い**は、LPガス以外の分野では現在は存在しないとの指摘あり。例えば洗剤程度のものであれば一般的な商慣行といえるのではないか。
- ・ 利益供与の額の多寡がLPガス事業者の切替えを制限する効果に影響することは考慮要素になりうるが、**今回の制度改正の狙いは、“不透明で高額なLPガス料金の是正”**にあり、LPガス消費者の利益につながるとは限らない**賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価。**

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

- 過大な営業行為について、**LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうかにより評価するとの考え方**については、
 - ① 改正法令上、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結を禁止していること、また、
 - ② ガイドライン上、
 - i) 規律の趣旨として「消費者がLPガス事業者を選択しやすい環境を整備する」ことを掲げており、
 - ii) 問題となりうる行為の考え方として、継続的な利益供与は、LPガス事業者の切替えを長期に渡って阻害する効果を有する点に留意する必要があるとしていることから、
現行法令やガイドライン等とも整合的といえる。

- その上で、前回WGでは、賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与と、LPガス消費者に対する利益供与は分けて考えるべきとの指摘があった。すなわち、**賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与については**、
 - ① 本来家賃に含まれるべき設備の費用を、LPガス事業者に回収させるということ自体が問題であることに加え、
 - ② LPガス消費者の還元されるとは限らず、
 - ③ 賃貸集合住宅のオーナー等がLPガス事業者にロックインされるきっかけになる、
等の指摘があったところ、これを踏まえると、**より厳しく評価すべきと考えられるのではないか。**

【前回WGでいただいたご意見】

- 過大な営業行為に関して、**LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけないという切り口で考えるのが良いのではないか。**
- **賃貸集合住宅においては、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。**他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。
- 消費者に対するキャッシュバックやポイント還元などは、他の商材でも見られる話であり、その利益自体がLPガス消費者に返って行くというもの。これに対し、**オーナーに対する紹介料の支払いは、LPガス消費者に還元されるわけではなく、オーナーがLPガス事業者にロックされるきっかけとなるため、慎重に確認していく必要がある。**
- **賃貸集合住宅のオーナーに対する利益供与は、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方ない。**

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

- **改正法令上制限しているのは、「正常な商慣習を超えた」利益供与**であるところ、**利益供与の額の多寡で評価する**というよりは、ガイドラインにも記載されているとおり、**「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断するのが適切ではないか**。例えば、事務局ヒアリングでは、賃貸集合住宅のオーナー等に対する紹介料の支払いは、LPガス以外の分野では現在は存在しないとの指摘もあった。また、前回WGでは、例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲となるのではないかと指摘もあった。
- もちろん、利益供与の額の多寡がLPガス事業者の切替えを制限する効果に影響することは考慮要素になりうる。前回WGでも、過大な利益が提供されると商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなり、市場競争を歪めかねないとの指摘もあった。

他方、前回WGでは、**余計な利益供与はせず安価なLPガス料金を消費者に提供することが今回の制度改革の趣旨**であるのご意見や、特に賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与は一切禁止すべきとの厳しいご意見もあった。ガイドラインにおいても、オーナー等に対する利益供与行為が、事業者間の健全な競争を阻害し、消費者に不利益をもたらす可能性を鑑みれば、そうした利益供与行為については、一切行わない方向で取り組んでいくことが望ましいとしているところ、**規制当局としては、引き続き、本WGのご意見を伺いつつ、過大な営業行為の制限に係る規律に関して、厳しく対処していくこと**としたい。

【前回WGでいただいたご意見】

- **改正省令の趣旨は、余計な利益供与はせず、安いガス料金を消費者に提供せよという点にあると理解**。紹介料の支払いにしろ、セット販売による利益供与にしろ、余計なことやると、改正省令の趣旨が実現できなくなる。そうしたものは禁止するということだと思ふ。他方、**例えば洗剤程度のものであれば、一般的な商慣行のなかで認められる範囲の営業行為になると思ふ**。エアコンや収納ボックスはそれとは桁が違うということ。
- 過大な営業行為に関して、**LPガス事業者の切替えを実質的に制限してはいけないという切り口で考えるのが良いのではないか**。利益供与の額が大きく、LPガス事業者を切り替えるとその部分をオーナーが支払わなければならない場合、実質的に切替え制限につながる。逆に、短期間で切替えられても問題のない金額であれば、切替えを縛るようなものではないといえるのではないか。
- **賃貸集合住宅においては、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである**。（再掲）
- 独禁法上、過大な利益供与は、不当な利益による顧客誘引ということで問題とされうる。**過大な利益が提供されると、商品やサービスそのものの品質や価格による競争が成り立たなくなる**ため規制されているものだが、これは、液石法上の規律の方向性とも整合している。洗剤のようなケースは本来的な競争をゆがめるものではないので問題ではないと思ふが、継続的な利益供与の効果については考える必要があると思ふ。

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

【無償貸与設備の残存簿価による引き継ぎ】

- **改正法令施行前に締結された賃貸集合住宅のオーナー等との無償貸与契約（既存契約）について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題**が指摘されている。
- これに関しては、規制当局として、切替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備について、他のLPガス事業者が買い取る行為は、法令違反になりかねず、精算するなど適切に対応するよう指導した事例がある。また、前回WGでは、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングで無償貸与設備を引き継ぐ行為については厳しく対処すべきとの指摘もあったところ。
- いわゆる無償貸与といった商慣行そのものの是正を促し、消費者利益を確保するには、**過去に行われた無償貸与についても契約更新を期に見直すことが望ましい**ことから、当該行為については、
 - ① 賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価する、
 - ② 利益供与の額の多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断する、との考え方も踏まえて、**過大な営業行為の制限に係る規律（正常な商慣習を超えた利益供与の禁止、LPガス事業者の変更を制限するような条件を付した契約等の締結禁止）の観点から厳しく対応するとともに、無償貸与設備の引き継ぎ費用がLPガス料金で回収しているとの前提で、三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示・計上禁止）の観点からも重点的に調査していくこと**としたい。

※ 関連事例として、既存の無償貸与設備をオーナー等が買い取る費用について、他のLPガス事業者が負担することで当該オーナー等所有物件へのLPガス供給を確保するといった行為に関する情報も寄せられているところ、これについてどう評価するか。

【前回WGでいただいたご意見】

- 既存の無償貸与契約について、他のLPガス事業者による契約の承継や残存簿価での貸付設備の買い取り等の問題が生じてくる。**賃貸集合住宅においては、既存の無償貸与契約の引き継ぎも含め、大家など物件所有者に対する一切の利益供与は、過大な利益供与として禁止すべきである。本来家賃に含まれるべき設備の費用を、ガス会社に回収させるということ自体が問題。**他方、戸建住宅においては、賃貸集合住宅と違い、LPガスの消費者たる家主に対する利益供与となる。これに関しては、エアコンなど、LPガスとは無関係なものは商売上も必要ないためダメだと仕切るということではないか。（再掲）
- **既存契約の下での利益供与について、今回の制度改正の趣旨を踏まえれば、契約更新のタイミングでアウトになるという方向で進めるべき。契約の信義変更がありながら、既存契約の延長と勝手に解釈して、事実上、過大な営業行為を行っているケースはしっかりアウトであると明示すべき。**

液石法等との関係で問題となる行為や望ましい行為の考え方、取り締まり等の方針（案）

【その他の懸念される利益供与行為について】

- 前回WGでは、オーナー等に販売した設備について支払いを猶予する行為、オーナー等が負担する設備の保証料をLPガス事業者が別名目の利益供与により相殺する行為、LPガス事業者がオーナー等に対してLPガスボンベ置き場代金を支払う行為などについても、評価の視点についてご意見いただいた。
- これらについても、①賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与についてはより厳しく評価する、②利益供与の額の多寡ではなく、他の事業分野の事例に照らして正常な商慣習に相当するかどうかで判断する、との考え方も踏まえて評価するとともに、当該行為を行う合理的な理由があるかどうかとの観点から、LPガス事業者からの説明を求めていくこととしたい。
- 引き続き、問題があると懸念される行為については、本WGに論点提示することで、問題となる行為や望ましい行為の考え方についてご意見を伺い、取引適正化ガイドラインや規制当局による取り締まり等に反映していくこととしたい。

【前回WGでいただいたご意見】

- 支払猶予については、当該行為の合理性が理解しがたい。設備を売買して代金が発生する場合は、しかるべきタイミングで代金を払ってもらうのが普通だが、その支払いを猶予する行為は商慣行的にはおかしいのではないかと。
- 法律の一般論では、ある行為を行う合理的な理由がない限りは、その真意を見るべきとの考え方がある。支払い猶予など形を変えた利益供与についても、合理的な理由がない限りは消費者との契約確保を目的として行われた利益供与なのではないかと、疑いの目で見られても仕方ない事例であると見受けられる。
- 支払猶予について、費用の猶予額が大きければ、LPガス事業者を切り替えるとその部分をオーナーが支払わなければならない、実質的に切替え制限につながるということではないかと。
- 設備の保証料とLPガスボンベ置き場代の相殺について、そもそもLPガスボンベの置き場代金をLPガス事業者が支払うことは普通なのか。他人の所有物が、他人の土地や建物に置いてある場合であっても、必ずしもその土地や建物を借りているということにはならない。例えば、レンタル家具屋のソファを建物の中に置いた場合、レンタル家具屋はその場所を借りていることにならないし、その場所代を払うということにもならない。LPガスボンベのように、建物の使用者のために使っているものについては、置き場料金が発生することは合理的といえるのか。
- LPガスボンベについては、無償で設置している場合もあれば、地代を払って設置している場合もある。生活に必須のガスを供給するための設備なのだから無償で良いという考え方もある、一定の土地を専有しているのだから賃借料を払うべきとの考え方もある。電力業界でいうと、マンションの変電室は、生活に必須なものとして提供するものなので地代を払わず無償で設置していたが、近年ではおかしいのではないかと議論も出てきている。
- 例えばボンベを4本置いているとして、その設置面積で相当とされる地代であれば合理的な範囲ではないかと思う。他方、ボンベ4本だけで月20万円も払っているのは過大なのではないか。そうした金額がオーナーに入ってこなくなることで、LPガス事業者の切替え制限につながると思う。

改革2：三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

～ 料金の透明性を高めつつ、費用回収の在り方を適正化することで、不透明で高額なLPガス料金を是正する

1. 規律の内容

① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底

液石法施行規則 第十六条

十五の七 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

（注） 「一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用」	=	基本料金
「当該量に応じて生ずる費用」	=	従量料金
「消費設備の貸与等に係る費用」	=	設備料金

② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

液石法施行規則 第十六条

十五の八 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

液石法施行規則 第十六条

十五の九 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

（注） 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。

上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

改革2：三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

2. 規律の趣旨・目的

- 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。

<費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方>

- エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不適當。
- 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不適當。

（参考）「WG中間とりまとめ」（2024年4月19日）・抜粋

いわゆる「無償貸与」等による過大な営業費用が不透明な形でLPガス料金に上乗せされて回収されている場合がある。具体的には、通常であれば家賃に含まれるべき設備や機器等の費用や、ガス消費とは関係ない電気エアコンやインターホン等の設備費用が、消費者が負担するLPガス料金として回収される場合があり、それが不透明で高いLPガス料金の要因と指摘されている。LPガス料金の透明性を確保しつつ、LPガス料金として本来あるべき費用回収構造に転換していく必要がある。

（参考）「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）（2024年7月2日改訂）・抜粋

これらの規定は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から設けられたものである。

3. LPガス事業者による説明責任（取引適正化ガイドライン）

- 消費者に対してLPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに整理して通知しなければならない。（該当する料金がない場合でも「該当なし」または「0円」と記載する必要あり）
- LPガス料金に、設備料金が含まれていない（該当なし、0円）とする場合、対外的に説明できるようにしておく必要。特に、賃貸集合住宅等のオーナー等に対して無償で設備償貸与等を行っている場合、消費者が負担するLPガス料金でその費用を回収していると考えられることから、客観的な根拠により当該費用を含めていないと説明できるようにしておく必要あり。

改革2：三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

5. 既存契約に係る経過措置・望ましい行為（取引適正化ガイドライン）

- **2025年4月2日時点で締結済みのLPガス販売契約（既存契約）については、設備費用の外出し表示が求められる一方で、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されないが**（令和6年改正液石法施行規則附則第2条）、**消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応した料金へと早期に見直ししていくことが望ましい**（令和6年改正液石法施行規則附則第3条）。

令和6年改正液製法施行規則附則
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第十六条第十五号の八及び第十五号の九の規定は、この省令の施行の日前に締結された液化石油ガス販売契約については、適用しない。

第三条 液化石油ガス販売事業者は、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定を踏まえ、必要な液化石油ガス販売契約の更新を速やかに行うよう努めるものとする。

※ 既存契約の新制度への移行に関するご意見（パブリックコメント）に対する回答・抜粋

- ✓ 三部料金制の徹底に係る規律の施行時点（2025年4月2日時点）におけるLPガス販売契約（既存契約）に係る料金については、投資回収等の影響等を鑑み、設備費用の計上自体は禁止せず、設備費用の外出し表示を求めることでLPガス料金の透明性を確保することとしています。
- ✓ その上で、ご指摘の点も考慮し、**新制度に対応した料金へ早期移行を促すべく**、改正省令の附則第3条に努力義務規定を設けました。当該規定も踏まえつつ、**公開モニタリングの場等を通じて、LPガス事業者による対応を促してまいります。**

三部料金制に関する留意点（Q & A）25/3/25策定・公表

1. 三部料金制に係る規律（設備費用の外出し表示）の対象

- 三部料金制の徹底に係る規律が施行される令和7（2025）年4月2日以降に締結されるLPガス販売契約（新規契約）のみならず、施行日時点におけるLPガス販売契約（既存契約）に係る料金についても、LPガス料金を請求するときは、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することが必要。
- また、消費者向けのLPガス料金みならず、飲食店等の業務用LPガス料金も含め、液石法に規定される「一般消費者等」との契約に係る料金において、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することが求められる。

2. 料金請求時の通知の方法

2-1. 請求書における設備料金の記載方法

- 消費者が、LPガス料金の内訳として、基本料金・従量料金・設備料金があると認識できるよう記載することが必要。
- このため、LPガス料金総額の内訳として基本料金・従量料金・設備料金を並べて記載することが求められ、例えば、設備料金のみ請求書の備考欄に記載することや、「設備料金なし」とのはんこを請求書に押すという対応は、三部料金制に係る表示の規律を満たさない。

2-2. 請求書・検針票などの扱い

- 請求書上で、基本料金・従量料金・設備料金と並べて記載することが必要。それを前提として、検針票に設備料金を記載することまでは求めないが、消費者のわかりやすさの観点からは、請求書と検針票の記載内容が共通していることが望ましい。
- なお、LPガス料金の請求額を消費者等に通知する方法は多様であり、例えば、検針票兼請求書による通知もありうる。通知方法・手段の適切さについては、LPガス事業者が請求書と認識し、それを受け取る消費者側としても請求書として認識しうるものかどうかに基づき判断する。

三部料金制に関する留意点（Q & A）25/3/25策定・公表

2-3. 従量料金のみ料金等の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律（設備費用の外出し表示）は、LPガス料金を請求する場合、基本料金・従量料金・設備料金の3つに分けて通知することを求めるもの。各料金に該当するものがなくても、各料金に分けて金額等を通知することが必要。
- すなわち、**従量料金のみ料金であっても、基本料金や設備料金について「0円」「該当なし」と記載することが求められる。**

3. 施行前に交付された14条書面の扱い

- 三部料金制の徹底に係る規律により、14条書面の記載事項であるLPガス料金の「算定の基礎となる項目」（例えば、基本料金：〇〇円、従量料金：1 m³当たり〇〇円、設備料金：〇〇円等）に変更がないのであれば、これを再交付することまでは求めるものではない。
- ただし、改正法令公布の調査において、三部料金制を適用している事業者割合が1割に満たないという実態を踏まえると、**既存契約に係る14条書面について、「算定の基礎となる項目」や「算定の基礎となる項目についての内容の説明」等を適切に修正することが望ましい。**

4. 設備料金の計上方法、「0円」「該当なし」としている場合の扱い

- どのように設備料金を計上するかの詳細についてはLP事業者の判断事項であるが、その内容について、**消費者などに対して説明責任を負うことに十分留意する必要がある。**
- 規制当局としては、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナー等に対して無償で設備貸与を行っている場合においては、LPガス消費者からその費用を回収しているという前提で説明を求める。**いわゆる自助努力によりLPガス料金として回収していないという説明のみでは、消費者から費用を回収していないとは言い切れないと考えられ、例えば固定資産台帳等の経理的書類等により、当該設備が減価償却されているか否か、経費として処理されているか否かを確認することを想定している。**

改革3：LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

～ LPガス料金等の情報を事前に知った上で入居できるようにする

● LPガス事業者による説明責任

（取引適正化ガイドライン・抜粋）

- ・ 消費者等がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある。

① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること

② 上記料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること

③ 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

- ・ 消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（義務）。

● 不動産関係者への協力要請（直近では本年3/12付）

- ・ 賃貸契約締結前の消費者に対し、LPガス事業者から提供されたLPガス料金表等の情報を適切に提供すること。

LPガス料金
を契約前に確認しましょう

賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。

基本料金	X,XXX 円
従量料金	0～5m ³ XXX 円
"	5.1～10m ³ XXX 円
"	10.1～40m ³ XXX 円
"	40.1m ³ ～ XXX 円
設備料金	X,XXX 円

え？ LPガス料金ってこんなにするの？！

料金が低い！
と感じたら要注意！

賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。

無償貸与したものをガス料金に上乗せして請求

※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者（消費者）に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者（消費者）が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関するトラブルは 消費者ホットライン **188** へご相談ください

消費者庁
経済産業省
国土交通省

<LPガス料金等の情報提供の流れ>

LPガス販売事業者

関係団体：（一社）全国LPガス協会

LPガス料金情報の通知

空き物件のオーナー

関係団体：
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

不動産管理会社

関係団体：
（公財）日本賃貸住宅管理協会
（一社）全国賃貸不動産管理業協会

LPガス料金情報の通知

不動産仲介業者

関係団体：（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産協会、
（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、
（一社）不動産流通経営協会、（公社）全日本不動産協会

LPガス料金情報の提示

入居前の消費者

（様式）

別添

LPガス料金表（例）

（令和〇〇年〇〇月現在）

物件名称

部屋番号等：

販売事業者名

連絡先（電話番号）：

【料金内訳（月額、消費税込み）】

基本料金：〇〇〇〇円

従量料金：〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

設備料金：該当なし

算出方法：

原料費調整制度：現時点の調整額：〇〇〇円

による調整額：現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
ください。（該当がない場合は、「該当なし」と記載。）

【上記料金による使用量別料金早見表（単位：円／月（消費税込み））】

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

1. はじめに
～第7次エネルギー基本計画、骨太方針

2. 制度改正の概要

- ・ 3つの課題と3つの改革
- ・ 過大営業行為 取り締まり等の方針 等

3. 実効性確保策

- ・ 通報フォーム
- ・ 規制当局による取組状況
- ・ 三部料金制に関するLPガス事業者調査
- ・ 自主宣言の状況、社員の意識変化

LPガスの商慣行是正に向けた取組状況（全体像）

制度整備

液石法施行規則の改正（2024年4月2日公布）

（1）過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② LPガス事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

（2）三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

- ① LPガス料金を請求する場合、基本料金、従量料金、設備料金に分けて通知することを義務付け（設備費用の外出し表示）
- ② 電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止

* 上記①は新規契約・既存契約ともに適用。
上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）

（3）LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

- 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底
 - － 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
 - － 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

取引適正化ガイドラインの改正（2024年7月2日改正）

* 上記規律の趣旨・目的、問題となる行為や望ましい行為の具体例や考え方を記載。

運用・解釈通達の改正（2024年7月2日改正）

実効性確保に向けた取組

● 監視・通報体制の整備、厳正な対処

- ・ LPガス商慣行通報フォーム（2023年12月1日開設）に寄せられた情報の活用
- ・ 規制当局（国・自治体）による監視・執行体制の整備

● 関係省庁と連携した取組

- ・ 不動産関係者・建設業者への周知・対応要請【国土交通省】
- ・ 消費者・消費者団体等に対する周知啓発【消費者庁】
- ・ 市場監視・モニタリング【公正取引委員会、国土交通省、消費者庁】
など

● 公開モニタリングを通じた継続的な市場監視

- ・ 有識者や消費者等の市場関係者が集まり、商慣行の是正状況について確認・議論。更なる制度見直しの要否も検討。
 - ✓ 通報フォームに寄せられた情報、事業者による自主取組宣言の実施状況、三部料金制の適用割合等のフォローアップ調査結果、関係省庁と連携した取組状況等について確認・議論
 - ✓ 大手LPガス事業者による取組状況のヒアリング
 - ✓ いわゆる「貸付配管」をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリング
など

事業者による自主的な取組

● 商慣行見直しに向けた取組宣言

- ・ 消費者に対し、事業者による商慣行是正に向けた法令遵守等の姿勢が見える化（公開モニタリングや取り締まり等において宣言内容を活用）

「LPガス商慣行通報フォーム」(2023年12月1日開設)

- 2023年12月、LPガスの商慣行是正に向けた取組の一環として、「LPガス商慣行通報フォーム」(LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口)を開設。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html
- 寄せられた情報は、違反行為の取り締まりや市場監視・モニタリング等に活用。
- 情報提供者が不利益を被ることがないように、情報管理を徹底する等、十分配慮する必要あり。

① 液化石油ガス法違反の取り締まり

通報情報を端緒として、任意ヒアリングや、液化石油ガス法に基づく報告徴収や立入検査等を行う。

※ 寄せられた情報は、地方経済産業局経由で自治体にも共有。

② 関係省庁への共有

必要に応じて関係省庁に情報共有を行い、連携した対応につなげる。

※ 他省庁への情報提供の可否については事前に通報フォームに確認項目を設定。

③ 政策立案への活用

通報情報を集約・構造化した上で、WG等の場に提示し、制度改正後の市場モニタリングに活用するとともに、今後の制度改正やマニュアルの改訂等の政策立案に活かす。

※ **情報提供者が不利益を被ることがないように情報管理を徹底。**

- ✓ 通報フォームに寄せられた個別事案の情報に関しては、情報提供者の利益が害されないよう取り扱う。
例えば、個別事案処理にあたって当事者に照会する場合、事案によっては情報提供者が特定され、その後の取引関係等に影響するおそれもある。このため、当事者に照会する際には、事前に情報提供者の了解を得た上で行うなど、情報提供者の利益に十分配慮する。
- ✓ 通報フォームに提供された情報提供者の企業名又は個人名、電話番号及びメールアドレス等は、提供いただいた情報の内容に不明な点があった場合等の連絡のために使用し、情報提供者の承諾を得ない限り、第三者に共有しない。

情報提供件数の推移

- 改正法令施行前の2024年7月1日時点における情報提供件数は約1200件超（平均約170件/月）。特に2024年5月は約400件と最も多かった。
- 改正法令施行後の2024年7月2日から同年10月末までに寄せられた情報の件数は約700件（平均約180件/月）。
- 2024年11月1日から2025年5月末までに寄せられた情報の件数は約980件（平均約140件/月）。

2024年11月1日～2025年5月末までの状況

- **2024年11月1日から2025年5月末までに寄せられた情報の件数は約980件（平均約140件/月）。**
月平均で見れば、若干情報提供件数は減っているものの、大幅な減少というわけではない。
- 情報提供者の属性別にみると、LPガス事業者からの情報提供が66%、消費者からの情報提供が22%、不動産関係者からの情報提供が4%。
前回分析時に比べると、消費者からの情報提供割合が上昇。
- **LPガス事業者による行為についての情報提供は全体の85%（約840件）。**
不動産関係者による行為については8%（約70件）、ブローカーなど他事業者による行為については8%。
前回分析時に比べると、ブローカーなど他事業者による行為に関する情報提供割合が上昇。
- 匿名による情報提供は全体の約4割。
メールアドレス等の連絡先や参考資料の記載が全くないものは全体の約2割。

地域ブロック別 情報提供件数

2024年7月2日～10月末まで

地域ブロック	情報提供件数	月平均
北海道	33	8
東北	39	10
関東	249	62
中部	157	39
近畿	16	4
中国	44	11
四国	33	8
九州 沖縄	76	19
不記載	49	-
計	696	174

2024年11月1日～2025年5月末まで

地域ブロック	情報提供件数	月平均
北海道	38	5
東北	52	7
関東	444	63
中部	157	22
近畿	18	3
中国	42	6
四国	30	4
九州 沖縄	120	17
不記載	83	-
計	984	141

※月平均は小数点以下四捨五入。

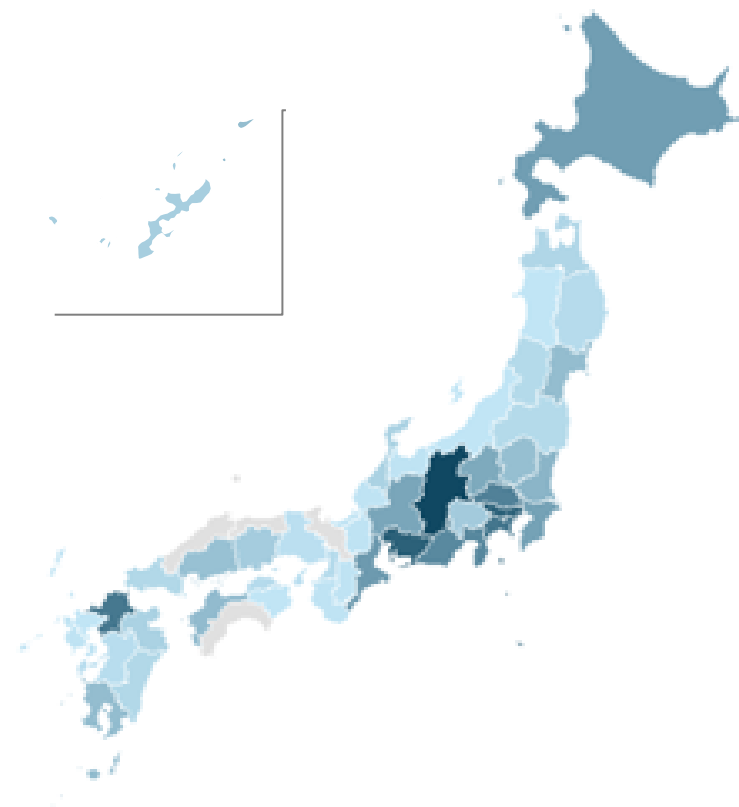
※ 被通報者が存在する都道府県で集計。
 ※ 1件の情報提供の中に複数事案が含まれるものも1件として計上。
 ※ 同一の通報者からの同一内容の通報についても1件として計上。
 ※ 都道府県が特定できない情報提供については「不記載」として計上。

通報フォームに寄せられた情報（2025年5月末時点）③

6/23 第12回
液化石油ガス流通WG資料

都道府県別 情報提供件数（24年11月～25年5月末）

都道府県	情報提供件数	都道府県	情報提供件数	都道府県	情報提供件数
北海道	38	富山県	2	広島県	20
青森県	9	石川県	11	山口県	8
岩手県	6	福井県	2	徳島県	1
宮城県	22	山梨県	15	香川県	6
秋田県	1	長野県	83	愛媛県	23
山形県	7	岐阜県	34	福岡県	58
福島県	7	静岡県	49	佐賀県	1
茨城県	26	愛知県	70	長崎県	2
栃木県	21	三重県	40	熊本県	5
群馬県	32	滋賀県	2	大分県	11
埼玉県	53	大阪府	6	宮崎県	8
千葉県	36	兵庫県	4	鹿児島県	22
東京都	69	奈良県	2	沖縄県	13
神奈川県	59	和歌山県	2	不記載	83
新潟県	1	岡山県	14	計	984



- ※ 2024年11月1日～2025年5月末に寄せられた情報について、被通報者が存在する都道府県で集計。
- ※ 1件の情報提供の中に複数事案が含まれるものも1件として計上。
- ※ 同一の通報者からの同一内容の通報についても1件として計上。
- ※ 都道府県が特定できない情報提供については「不記載」として計上。
- ※ 京都府、鳥取県、島根県、高知県、長崎県は、情報提供件数が0件。

通報フォームに寄せられた「問題となる行為」

- オーナーに対する利益供与に関するものが過半を占める。
- 地域によっては、消費者に対する「強引な勧誘行為」、LPガス料金の安値提示や引き上げ行為に関する情報が多い。

改正法令の施行後の状況（2024年7月2日～10月末までの状況）

第10回液化石油流通WG資料
(24.11.20)・一部加工

- **情報提供のあったLPガス事業者による行為（約600件）のうち、**
 - **設備の無償貸与や安値提供、紹介料・リベート・キックバック、フリーメンテナンスサービスなど、オーナー等に対する利益供与に関するものが過半を占める。**
 - **次いで、LPガス営業に関して断ったのに再訪問したり居座る等、強引な勧誘行為に関するものが2割弱。その他、LPガス料金が高い等の指摘も寄せられている。**
- **不動産関係者による行為（約60件）のうち、設備の無償貸与やフリーメンテナンス等、利益供与を求めるものが7割程度。ブローカー等による行為についてみると、利益供与に関するものに次いで、強引な勧誘行為に関する情報が多い。**

<通報フォームに寄せられた情報の例>

- ✓ LPガスの営業として、LPガス事業者が、以下のような行為を行っている。
 - 給湯器、ガス消費配管のほか、エアコン、インターフォン等の設備について、無償貸与を行う、著しく安価で販売する、プレゼントする等
 - 物件所有者に設備費用を負担してもらうが、キャッシュバックや紹介料支払い、ポイント付与などの利益供与により相殺している
 - LPガス事業者を切り替えれば、賃貸集合住宅の物件所有者に対して1戸毎に紹介料や、毎月手数料を支払う
 - LPガス事業者の切り替え時に、切替え前の事業者が無償貸与していた設備の費用や違約金等について、物件所有者の代わりに、切替え後のLPガス事業者が支払っている
- ✓ LPガス事業者の切り替え条件は不明だが、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ 設備の無償貸与やフリーメンテナンスを賃貸集合住宅所有者から求められ断ったところ、他のLPガス事業者に切り替えられた。
- ✓ LPガス事業者が、ブローカー等、外部の委託先を使って過大な営業行為や強引な勧誘を続けている。
- ✓ LPガス販売の仲介事業者が、無償貸与や紹介料の支払いを条件に顧客を獲得し、その顧客を提携しているLPガス事業者に紹介している。
- ✓ ホームページ等で公表している基本料金・従量料金から、かけ離れた安価で売り込み営業をかけている。
- ✓ LPガス料金が他の事業者と比較して高い。
- ✓ 一度断ったにも関わらず何度も訪問し、LPガス契約を切り替えるまで帰らずに居座る、勝手に敷地に入ってきてガスボンベを確認していく、現在契約しているLPガス事業者の悪口を言うなど、営業行為に問題がある。

(参考) 強引な勧誘行為～消費者庁との連携

- 情報提供件数が多い自治体について集中的に分析を行ったところ、**地域によっては、強引な勧誘行為に関する通報が過半を占める**ことが明らかになった。* 24年7月2日～25年1月15日までの情報を分析。
- これらの情報については**消費者庁にも共有し、連携強化を図る**。

- 強引な勧誘行為（安値営業含む）に関する情報の割合ををみると、以下のとおり。地域性のある課題であると考えられる。

・関東エリア

栃木は約半分、埼玉は2～3割、茨城は2割。

他方、神奈川は1割、千葉では多くはない。

長野は、安値営業に関する情報が多く7割。

静岡は2～3割。

・中部エリア

三重、岐阜はそれぞれ3割、愛知は2～3割

・その他

北海道、広島、岡山は特になし

鹿児島、岡山、福岡は1～2件程度

■ WGにおける指摘事項 (いわゆるブローカーによる営業行為)

- 昨今の静岡における特商法違反事案の根底にあるのは、いわゆるブローカーの行動。他のエネルギー業界にブローカーがいるという話は聞いたことはないが、例えば、生保業界では販売員の行動が問題になったため、販売員に対する資格制度を導入したという事例もある。LPガス販売のブローカーに対しても同様に規制をかけていく必要があるのではないか。
- 賃貸物件の入居者は事実上LPガス事業者を選べないが、オーナーはLPガス事業者を選べる。賃貸物件における消費者問題については、問題が生じた物件を公表するような仕組みを検討できないか。これにより、ブローカーと賃貸物件オーナーとの関係性について監視・取締りを強め、消費者被害を抑止していけるのではないか。
- ブローカーによる強引な勧誘が先鋭化している点を憂慮している。消費者庁等と連携して、悪質事例の摘発をお願いしたい。

- 前回WGで報告したとおり、改正法令が公布された後、自治体担当者に対する**制度改正内容の周知・説明会**（5月）や、**執行体制整備の要請・説明会**（6月）、**立入検査マニュアル（チェックリスト）の共有**（8月）、**通報フォームに寄せられた情報の共有**（随時）などに取り組んできたところ。
- また、保安に関する地域ブロック会議や研修の場も活用し、**取引適正化に関する説明・質疑を継続的に実施**。
- 本年1月、前回WGの議論内容等も踏まえ、**改正法令の運用面に関する説明・意見交換会**を実施。LPガス事業者による**自主取組宣言の状況についても共有し、立入検査や指導・監督等に際して活用することを提案**。

改正法令公布後の主な取組

自治体担当者向け説明会（24年5月13～17日）

- 制度改正の内容について周知（各回1時間半、質疑応答あり）
- 担当者が参加しやすいよう9回に分けて集中実施。
～ 5/13(3回)、5/14、5/15(2回)、5/16、5/17(2回)、参加人数：延べ252人

自治体に対する執行体制整備の要請・説明会（24年6月）

- 6月24日付けで事務連絡（文書）を发出し、体制整備を要請
 - ① 実効性確保に向けた人人体制等の整備（立入検査等のマニュアル整備、担当者向けの定期的な研修等）
 - ② 所管のLPガス事業者による法令遵守や商慣行是正に向けた取組に対する指導・監督、及び、問題があると考えられる事案に対する厳正な対処
 - ③ 資源エネルギー庁において実施予定の市場監視・モニタリングへの協力
- 6/28、7/1、7/3、体制整備に向けた説明会を開催（延べ300人参加）

立入検査マニュアル（チェックリスト）の整備（24年8月）

- 資源エネルギー庁及び地方経済産業局が整理・とりまとめ。8月初旬に自治体に共有。
- 内容については、今後、適宜アップデートしていく予定。

自治体に対する執行強化に向けた協力要請・説明会（25年1月14～16日）

- 3日間、5回に分けて集中実施。
- 国・地方局による取組状況として、第10回WGの内容を中心に説明。LPガス事業者や業界団体から寄せられている声についても共有し、「更なる執行強化」、「規制当局による取組の見える化」に向けて協力要請。

【協力要請事項】

- 通報フォームに寄せられた情報等に基づく速やかな対応
 - 立入検査だけでなく、タイムリーなかたちで事実確認・注意喚起を実施するなど
- LPガス事業者による法令遵守体制確立に向けた指導徹底
 - 業界団体とも連携しながら、取組宣言の公表が進むよう促す
 - 所管事業者による実際の取組状況について確認・指導する など
- 改正省令第2弾施行後の調査の実施

- 自治体（都道府県及び指定都市等）における立入検査等の実施状況について確認したところ（回答期限：1/20）、改正法令が施行された7月から現在までのLPガス事業者への立入検査等の実施数は、全体で約3,000件であった。
- 回答のあった71自治体のうち、立入検査等の中で、**14条書面や料金表示、今回の制度改正に係る事項について、指摘・是正・指導等を行ったとの回答があったのは41自治体**（これら自治体の立入検査等の実施数は約**1,900件**）。**本年4月施行の三部料金制に向けて準備するよう周知・指導する自治体が多かった。**

自治体による指導事例：

●全般

- 改正法令の内容について説明し、法令遵守を指導。
- 帳簿等が整理され次第、改正内容について検査予定。

●過大な営業行為の制限に係る規律

- 施行後に締結した賃貸集合住宅オーナー等との契約条項が、LPガス事業者の切替えを制限する条件に該当するとして、契約書の内容を見直すよう指導。
- 過去に無償貸与が確認された事業者に対し、今後は行わないよう指導。
- 消費設備を無償貸与している形跡のあった事業者に対して指導。

●LPガス料金等の情報提供に係る規律

- 法改正の趣旨を知らず、家主や不動産会社に対して料金表を提示していなかった事業者に対し、早急に料金表を提供するよう指導。
- 賃貸住宅入居前にLPガス料金情報を提示できていなかった事業者に対し、早急に対応するよう指導。

自治体による指導事例：

● 三部料金制の徹底に係る規律

- 三部料金制の導入に向けた準備状況を確認。
- 三部料金制の規律の理解度を確認の上、施行日までに対応するよう要請。
- 三部料金制に未対応な場合、今後の実施計画を報告するよう指導。
- 三部料金制に係る規律内容を周知し、設備料金の欄を追加するよう指示。
- 設備費用の外出し表示について請求書の記載方法を指導。
- 料金表・請求書等を確認し、三部料金制に係る対応について指導。
- 設備のリース料金等を従量料金に含めている事業者に対し、三部料金制の規律に対応したシステム移行を早期に行うよう指導。
- 消費設備について金額や支払い方法等について説明できなかった事業者に対し、整理して提示できるよう指摘。
- エアコン等の費用をLPガス料金に上乗せしている事業者に対し、適切な料金体系にするよう指導。
- 自社所有の消費設備がある場合は、14条書面にその旨記載するよう指導。

規制当局（本省・地方局）における取り締まり等の状況①

第11回液石流通WG資料
(25.3.19) から抜粋

- 昨年11月のWG以降2月末までの間、立入検査やヒアリングを通じて、通報フォームに寄せられた情報も踏まえた事実確認を実施（立入検査7件、ヒアリング18件）。改正法令が施行された7月以降に情報提供された件数が多い事業者は概ねカバーしている状態。国と自治体が連携して対応している事案もある。
- 改正法令の施行日以降は無償貸与等の利益供与は行っておらず、その旨社内にも周知徹底しているとの反応が多いが、法令に抵触する可能性を指摘し、改善等を要請した事案もある。

国による指導事例：

- ✓ LPガス販売契約の切り替えに際して、切替え前のLPガス事業者が無償貸与した設備をオーナーから買い取る行為は、法令違反になりかねず、消費者との間で精算するなど、適切に対応するよう要請。（複数事例あり）
- ✓ LPガス事業者がオーナーとLPガス供給契約を締結するにあたって、オーナーに設備を販売する一方で、オーナーによる設備費用の支払いを猶予する行為は、実質的にこれまで行われてきた設備の無償貸与と変わらないため、対応を改めるべきと指摘。
- ✓ LPガス供給契約を切り替えたオーナーに紹介料を支払っている事業者に対し、過大な営業行為に抵触するおそれがあると指摘。
- ✓ 著しく安いLPガス料金や金券を提供することでLPガスの販売契約を獲得する行為について、その行為の妥当性に係る説明を聴取した上で、対外的に根拠をもって説明できるようにしておくことを指示。

国による指導事例：

- ✓ 改正法令施行後もエアコン設置等の営業行為を継続していることが確認された事案において、法令に抵触する可能性を指摘。当初は何が問題なのかとの反応があったものの、後日、会社幹部から、無償貸与等の営業行為を改め、職員全員への周知徹底を図る等を内容とする改善計画が提出された。
- ✓ 自助努力の範囲内でサービスを提供するという方針に基づき無償貸与等の営業行為を行っていた事業者に対し、法令に抵触する可能性を指摘し、対応を要請。
- ✓ 通報フォームに寄せられた情報に心当たりがないながら、改正法令の内容を改めて社内に周知するとの反応や、法令遵守が末端まで徹底されていないことを踏まえて各営業所の会議で従業員を指導する等の反応もあった。

- 本年4月2日、三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に係る規律が施行された。これに先立ち、3月25日付けで「Q&A」を策定・公表。
 - ・ 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）に関するQ & A（令和7年3月25日公表）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_hourei/pdf/sannburyoukinnQA.pdf
 - ・ 2025年4/2付けプレスリリース「LPガス料金の表示・計上方法に関する新しいルールを施行しました」
<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250402001/202500402001.html>
- 施行後、規制当局（国・自治体）において、LPガス事業者による三部料金制の実施状況について調査（立入検査、ヒアリング等）を実施。

1. 規律の趣旨・目的

- 不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化。
＜費用回収のあり方（計上禁止規定）に係る考え方＞
 - エアコンやインターホン等、LPガス消費とは関係ない費用をLPガス料金として回収するのは不適當。
 - 賃貸集合住宅のオーナー等が設置した、給湯器、エアコン等の設備の費用は家賃として回収されるべきものであり、LPガス料金として回収するのは不適當。

2. 規律の内容

- ① **基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）の徹底**
- ② **電気エアコンやWi-Fi機器等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止**
- ③ **賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止**

（注）上記①は新規契約・既存契約ともに適用。上記②及び③は新規契約のみ適用（既存契約は早期移行努力義務）。

① 設備料金の外出し表示の状況（料金請求時の通知内容・方法）

6/23 第12回
液化石油ガス流通WG資料

- 各規制当局により、相対的に事業規模が大きい事業者を中心に、設備料金の外出し表示の状況について確認（全国で約370事業者）。
 - ※ 調査対象の選定方法としては、上記の他、改正法令施行後に通報フォームに情報提供のあった事業者等が挙げられる。
 - ※ 業界団体と連携し、アンケート調査を行っている自治体もある。
- 調査対象となった約370事業者のうち約2割の事業者（注1）において、システム改修が間に合わなかった等の理由により、対応できていない状況が確認された（注2）。
 - （注1） 地方経産局所管事業者についてみると、対応できていなかった事業者は0.5割程度。
 - （注2） 対応できていなかった事業者に関しては、各規制当局により改善指導中。
- なお、設備料金の名称としては、設備料金、設備使用料、設備利用料、消費設備料金、設備費相当額などが用いられていた。

<未対応の状況・理由>

- ・ 設備料金が請求書の備考欄に記載されており、3項目並べて記載できていなかった。
- ・ 料金表の横に「設備利用料はありません」と印字されているのみだった。
- ・ 未対応の理由としては、システム改修が間に合わないという声が多かった。
- ・ 小規模な事業者においては、対応コストが高いとの声もあった。

<規制当局による改善指導>

以下の方向で対応中。

- ・ 改正法令公布後の取組状況を聴取し、対応できていない理由が合理的なものか確認の上、
- ・ 理由如何によっては厳しく指導しつつ、
- ・ 今後の改善計画をスケジュールも含めて具体化させる等、法令遵守に向けた対応を促す

② 設備料金を「0円」「該当なし」としている場合の理由説明

- 設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者は、三部料金制の徹底に係る規律への対応済み事業者の約7割程度。
- その理由としては、「元々設備貸与を行っていない」というものもあったが、他方、**オーナー等に無償貸与を行っている中で、設備料金を「0円」「該当なし」としている事業者も一定程度存在。**
⇒ 現在、各規制当局において、引き続き、その理由や考え方確認中。
改善指導を行った事例もある。

<「0円」「該当なし」とする理由>

- もともと設備貸与を行っていない（会社の方針により過去から設備投資は行っておらず、固定資産台帳上もそのような設備の計上はなされていない 等）
- 自助努力により、これまでもエアコン等の費用をLPガス料金として計上していない。
- 制度改正前は設備料を徴収又は基本料金へ上乗せしていたが、現在は設備料を全て放棄し0円としている（基本料金上乗せ分は設備費分だけ値下げを実施）。放棄した設備費分については、今後のコストダウン（従来発生していた設備投資費用の皆減や配送効率化等）により相殺する。
- 設備費用においては、オーナー等に買い取りしてもらい、消費設備のメンテナンスを実施しないことで、0円としている。
- 設備費用については、別途「オプション料金」として、消費者に請求しているため。
- 顧客ごとに設備費を設定すると管理が難しくなり、業務負担が増えるため、設備料を0円としている。

<問題と考えられる事例、改善指導事例>

- 固定資産台帳にオーナーへの貸与設備が記載されているにもかかわらず、「設備料金0円」としている事業者や、「設備料金0円」としているものの、配管や給湯器の費用を基本料金又は従量料金に含めているケースがあった。
- 設備料金0円としているものの、配管や給湯器の料金を基本料金や従量料金に含めて請求している事業者がいた。
- 貸与設備等がある顧客について設備料金は「0円」と説明する事業者がいた。当該設備については、減価償却の対象となっていたため、設備料金の計上方法について再度検討するよう指導。

③ 設備料金の計上方法

- 設備料金について計上している事案についてみると、
 - ・ 設備料金の水準としては、1契約あたり、100～300円程度が多い。
 - ・ 基本料金等から切り分けるため値上げではないと整理する者が多い。
- 設備料金の算定方法としては、
 - ・ 設備原価（又は残存簿価）を耐用年数等で割って算出する方法が多いが、
 - ・ 金額について十分に説明できない事業者も存在した。
 - ・ 貸与設備のある物件ごとに設備料金を算出する場合も考えられるが、貸与設備費用の総額を、貸与設備のある物件の全契約で按分するケースが多い。

<設備料金の計上方法の例>

- ・ 算出の手間を考え、1設備当たり100円を徴収。
- ・ 設備料金200円は、かつて基本料金に含まれていた費用を設備料金として外出しして表記したもの。
- ・ 配管の貸付け費用が月200円となるよう、契約者毎に応じた期間での分割払いとしている。なお、貸付配管のない消費者の設備料金は0円としている。
- ・ 給湯器のリース料を一律「1000円」で計上。
- ・ 残存価格を算出し、これを耐用年数及び契約数で按分した金額としている。
- ・ 設置費用を含めた設備原価（又は残存価格）を耐用年数又は標準設計使用期間等で割って算出。
- ・ 設備費用を、全戸建住宅の契約件数及び既存契約の件数で按分して設備料金を設定。
- ・ 固定資産と過去の無償貸与等の実績から設備料金を算出。

<問題と考えられる事例、改善指導事例>

- ・ 基本料金から切り出すかたちで設備料金を計上していたが、100円や200円という料金の根拠の説明が不十分。
- ・ 設備料金の明確な算定根拠がないとの回答であったため、算定根拠を整理し、再度検討するよう指導した。

今後の取組の方向性（たたき台）

- 三部料金制の徹底に係る**規律の目的**は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、**費用回収のあり方を適正化**することにある。その際、**LPガス事業者が消費者などに対して十分説明責任を果たしていくことが重要**である。
- また、令和7年4月2日以降に締結されるLPガス料金に、エアコン等の**設備費用が含まれたまま**となってしまうのは、いわゆる**無償貸与等の商慣行の是正を遅らせかねない**。
- 規制当局としては、以上のような改革の趣旨・目的を踏まえつつ、指導・監督を行っていく。また、今回の調査を通じて得られた課題や本日のWGでの指摘も踏まえ、立入検査マニュアルの見直しにつなげるなど、執行体制の整備に取り組んでいく。

賃貸住宅入居者の負担イメージ



● 三部料金制の徹底に係る規律 ～WG議論を踏まえた今後の運用方針

LPガス料金に、エアコン等の費用が含まれたままとなってしまうのは、費用回収の在り方として適当ではなく、いわゆる無償貸与等の商慣行是正を遅らせかねない。

規制当局としては、そうした懸念のある事案について、LPガス事業者による説明責任を軸として、より重点的に指導・監督を行う。

不動産関係者や建設業者への対応（国土交通省からの要請内容）

- LP ガスの商慣行を巡る課題は、LP ガス事業者と不動産関係者・建設業者との取引関係に起因するもの。このため、**2024年5月17日付けで、不動産関係者・建設業者向けに通知を发出。**
- **不動産関係者等がLPガス事業者に対し違反行為に該当する利益供与等を求めることがあった場合は、当該行為は取引先に対してコンプライアンス違反を求めるものとして問題となりえるとして、下記の対応を要請。**

※国土交通省HPにおいても公表：https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00070.html

<不動産関係者・建設業者に対する要請内容>

- ①「**過大な営業行為の制限**」（2024年7月2日施行）により、LPガス事業者が行ういわゆる無償貸与や無償での配管工事の請負、紹介料の支払い等の利益供与をはじめとする**過大な営業行為が禁止となることを踏まえ、そのような営業行為には応じないこと**、もしくは、**LPガス事業者に対してそのような利益供与を求めないこと**。また、**問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設した「LPガス商慣行通報フォーム」に情報提供**すること。
- ②「**LPガス料金等の情報提供**」（2024年7月2日施行）により、本年2月29日付けの周知内容（消費者が賃貸借契約を締結する前にLPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とするという仕組み）が法定化され、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、**賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること**。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）
- ③「**三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）**」（2025年4月2日施行）により、LPガス事業者は、消費者が負担するLPガス料金に係る新規契約においては設備費用の計上をしないことが求められるだけでなく既存契約（施行時点で締結済みのLPガス消費に係る販売契約）についても設備費用の外出し表示を求められること等を踏まえ、**LPガス事業者からの三部料金制に関する施行に向けた相談があった場合には対応すること**。

不動産関係者や建設業者への対応～国交省との連携

- **不動産関係者向けの説明会等**において、国土交通省／資源エネルギー庁から、LPガスの商慣行是正に係る法令改正の内容についての**周知及び協力要請を随時実施中**。大手管理会社に対しても協力を要請。
- **通報フォームに寄せられた情報**は、国土交通省とも**定期的に共有**。当該情報等をもとに、**国土交通省、資源エネルギー庁等**が連携して、事実関係の確認を含め、**随時、個別ヒアリングを実施中**。
- **本年3月、引っ越しシーズンを迎えるにあたり、賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々に対するLPガス料金等の情報を提供について、国土交通省の協力の下、不動産関係者に対して協力を要請**（3/13付けで依頼文書を発出）。

<不動産関係者向けの説明会等>

- 24年5月31日
大規模イベント（住まい・建築・不動産の総合展）において、国土交通省から、不動産関係者に対し、賃貸住宅におけるLPガス料金に関する課題と対応について説明。
- 24年6月11日
（公財）日本賃貸住宅管理協会の総会において、国土交通省から、賃貸住宅におけるLPガス料金に関する課題と対応について説明。
- 24年6月14日
複数の大手管理会社に対し、国土交通省及び資源エネルギー庁から、改正省令の概要、5/17付け周知・協力要請通知の内容について説明し、意見交換。改革に向けた今後の対応と協力を要請。
- 24年7月31日
（一社）全国不動産協会に対し、国土交通省及び資源エネルギー庁から、改正省令の概要、周知・協力要請通知の内容について説明。
- 24年11月12日
（公社）全日本不動産協会に対し、資源エネルギー庁から、改正省令の概要、周知・協力要請通知の内容について説明。
- 24年12月6日
大規模イベント（賃貸住宅フェア2024in大阪）にて、資源エネルギー庁から、過大な営業行為の制限、三部位料金制に係る規律の内容や、不動産業界に向けた注意点等について説明。

<個別ヒアリングの事例>

- 設備の無償貸与を要請したとの情報提供があった不動産関係者に対し、事実関係を含めてヒアリングを実施。改正法令の内容等を説明することで、今後の対応協力を要請。
- 不動産管理会社がLPガス料金の代行回収を行っている場合の手数料の是非について議論。

LPガスを巡る商慣行是正に向けたご協力のお願い (賃貸住宅オーナーの皆様、不動産関係者の皆様)

入居者の方は、オーナーの皆様に、LPガス事業者の双方にとって大切な顧客です！
顧客サービスを適切で透明なものにするという共通利益のため、ご協力をお願いします。

ストップ！LPガス会社への無償貸与要求

- LPガス事業者から、エアコンやWi-Fi機器などの無償貸与・安値提供や、フリーメンテナンスサービスなどを受ける、そうしたサービス提供を要請することはやめましょう。
顧客である入居者が支払うLPガス料金が高くなる可能性があります。

来春始まる三部料金制

- 2025年4月2日以降、LPガス料金の請求書には、「設備料金」の表示がなされます。
LPガス事業者がこれに反すると罰則が適用されます。
設備料金の内訳に、家賃に含まれていると思っていた費用が計上されている場合、なぜLPガス料金に含まれている!?!、と入居者の方が疑念を抱くことも起こりえます。
- 入居者との信頼関係を維持するためにも、以下の対応をよろしくお願いします。
 - ✓ 今後は無償貸与やフリーメンテナンスなど、無料/安値のサービス提供は受けない
 - ✓ 入居者のための設備については、オーナーが負担し、家賃で回収する
 - ✓ 過去に無償貸与された設備について、LPガス事業者とも協議しながら、
 - ①オーナーが買い取る又はリース料を支払う等の対応をとる、もしくは、
 - ②入居者の方に設備の費用を負担してもらう等の対応をとる

(参考) 賃貸集合住宅オーナー向け調査結果 (概要)

- 本年2月中旬、資源エネルギー庁において、賃貸集合住宅のオーナーを対象として、LPガスの商慣行是正にかかる改正法令のさらなる周知もかねて、モニター調査を実施（インターネットモニター調査。約1,000者から回答）。
 - 概要：
 - ✓ 制度改正の内容について「知らなかった」との回答は約半数（47.8%）。
※ 無償貸与等の利益供与を受けていないオーナーもいる点に留意する必要。
 - ✓ 制度改正の内容について認知していたオーナーのうち、「LPガス事業者からの説明を受けた」が6割強と最も高く、次いで、「不動産管理・仲介会社から説明を受けた」が4割弱。
 - ✓ 過去に無償貸与された設備等について条件変更のお願い等をうけたことがあるオーナーは4割程度（41.7%）であり、このうち、「無料で貸与された設備等をリースに切り替えるなど、自ら費用負担することとなった」が4割程度と最も高く、次いで「無償で貸与された設備を自身で買い取った（全額精算又は分割払い）」（35.8%）が続いている
- ⇒ LPガス事業者による商慣行是正に向けた取り組みが一定程度の成果を挙げていることがうかがえる。
- ✓ 入居者のLPガス料金の水準を把握しているオーナーは3割程度。
このうち、約半数がLPガス料金は「高いと思う」、約4割が「適正な料金水準である」と回答。

(参考) 商慣行に関する各事業者の取組状況 (不動産関係者等への説明)

第11回WG資料・抜粋

- 無償貸与契約書を締結中の賃貸住宅オーナー宅へ訪問するなど説明を実施。
- 無償貸与契約書の解約を提案、新制度への早期移行を促進。

	内容	取組状況の例
関係者との信頼構築	賃貸住宅オーナー、不動産管理会社等への説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅建築会社、管理会社、業務用顧客等については、親会社と連携して、業界が作成しているチラシ等を活用して、省令改正の内容を説明している。 ● <u>オーナー・不動産管理会社向けの案内文書・チラシを作成し周知</u> (2024年2月・6月・随時)。 ● <u>無償貸与契約書を締結中の賃貸住宅オーナー宅へ訪問、商慣行是正に関する説明を行った上で、無償貸与契約書の解約を提案、新制度への早期移行を促進。</u> ● 流通室ガイドラインを使用しながら、オーナーや不動産管理会社にあたった。大手の建築会社はコンプライアンスを遵守しているが、<u>中小建築会社は地域によっては知らないことがあり、丁寧に対応している。</u> ● <u>代表取締役社長名にて、案内文書 (『LPガス商慣行是正に伴う省令改正対応についてのお願い』) を作成し、取引先に対して説明訪問を実施中である。</u> ● LP事業者の切替を制限するような条件付き契約を締結しておらず、<u>無償貸与による他社切替の要望・要請があった際には直ちに断り、辞退。</u> ● <u>過大な営業行為の制限施行後の措置として、新規に無償貸与・無償メンテナンス及び手数料等の利益供与は一切行えない旨を周知徹底している。</u> ● <u>既存契約書の自動更新も行わない。</u> ● <u>法改正の内容及び当社がこれを遵守することを、取引のある賃貸住宅オーナー・不動産管理会社に説明に回り、必要に応じて契約の再締結を行った。</u> その間、同業他社の駆け込み営業行為や、利害関係者からの形を変えた利益供与の要求を断ったことなどにより、LPガス供給が同業他社に切り替えられるという甚だ厳しい副作用もあったが、長期的には法改正への真摯な取り組みが信頼関係を醸成するものと信じる。

商慣行見直しに向けた取組宣言（業界による自主的取組）の公表状況

- **事業者別に整理すると、2025年5月末時点で取組宣言を公表したLPガス事業者は2,668者**（重複する事業所を除く）となり、2024年10月末時点より**1,000者以上増加**。
- **全国の事業者のうち、宣言を行った事業者の比率は前回10%から18%に増加**。地域ブロック別にみると、**沖縄が69%と最も高く、北海道及び東北が20%を超え、関東18%が続く**。

地域ブロック別 宣言事業者数

地域ブロック (注1)	2024年10月末時点			2025年5月末時点		
	宣言事業者数 (注2)	事業者数 (注3)	宣言事業者数 / 事業者数	宣言事業者数 (注2)	事業者数 (注3)	宣言事業者数 / 事業者数
北海道	64	975	7%	233	942	25%
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	52	1,941	3%	446	1,881	24%
関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）	736	5,235	14%	880	4,998	18%
中部（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）	164	1,552	11%	262	1,503	17%
近畿（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	109	1,987	5%	141	1,898	7%
中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	120	963	12%	134	932	14%
四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	77	883	9%	89	833	11%
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	220	2,060	11%	348	1,999	17%
沖縄	39	195	20%	135	195	69%
合計	1,581	15,791	10%	2,668	15,181	18%

注1) 各局、監督部等管轄地域。
 注2) 事業者団体調べ（都道府県別）の事業所数を事業者別に整理。
 注3) 事業者数は、経産省（本社所在地でカウント）、都道府県、政令指定都市の所管事業者の合計。2024年末のデータを使用。

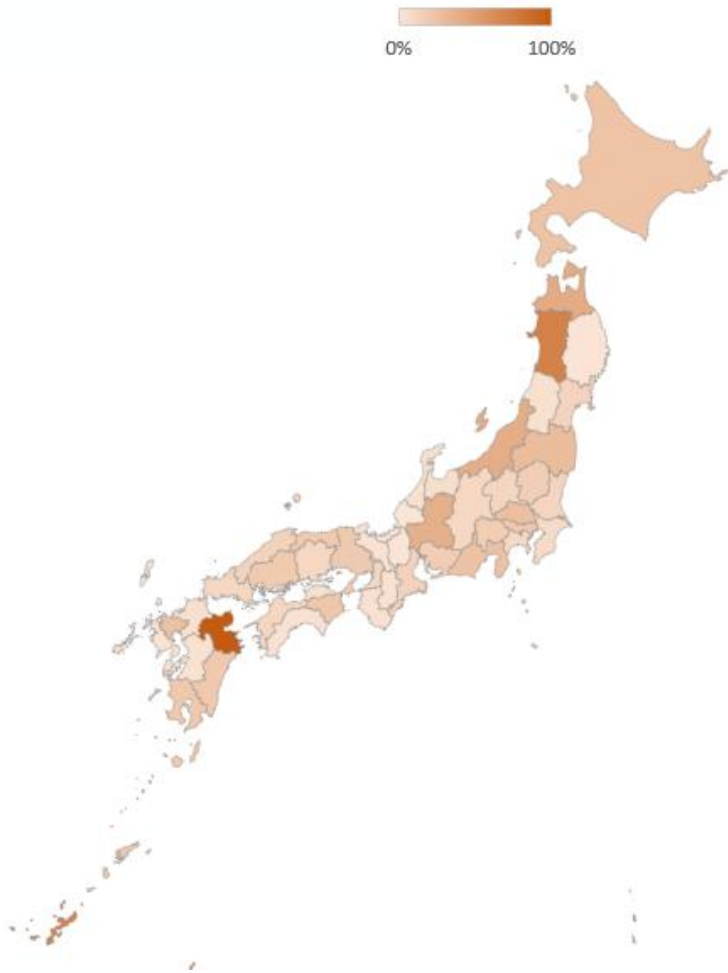
自主取組宣言を公表した事業者数・事業者割合（都道府県別）

都道府県別 宣言事業者数（2025年5月末現在）

都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	都道府県	事業者数	県名	事業者数	
北海道	233	茨城県	78	富山県	11	鳥取県	17	福岡県	25	
青森県	136	栃木県	77	石川県	7	島根県	12	佐賀県	34	
岩手県	3	群馬県	43	岐阜県	125	岡山県	27	長崎県	3	
宮城県	51	埼玉県	189	愛知県	80	広島県	60	熊本県	9	
秋田県	113	千葉県	36	三重県	39	山口県	18	大分県	171	
山形県	9	東京都	92	福井県	1	徳島県	46	宮崎県	38	
福島県	134	神奈川県	42	滋賀県	1	香川県	7	鹿児島県	68	
		新潟県	133	京都府	5	愛媛県	32	沖縄県	135	
		山梨県	32	大阪府	44	高知県	4			
		長野県	33	兵庫県	75					
		静岡県	125	奈良県	6					
				和歌山県	9					
									合計	2,668

都道府県別 宣言事業者割合

（宣言実施事業者数／事業者数）



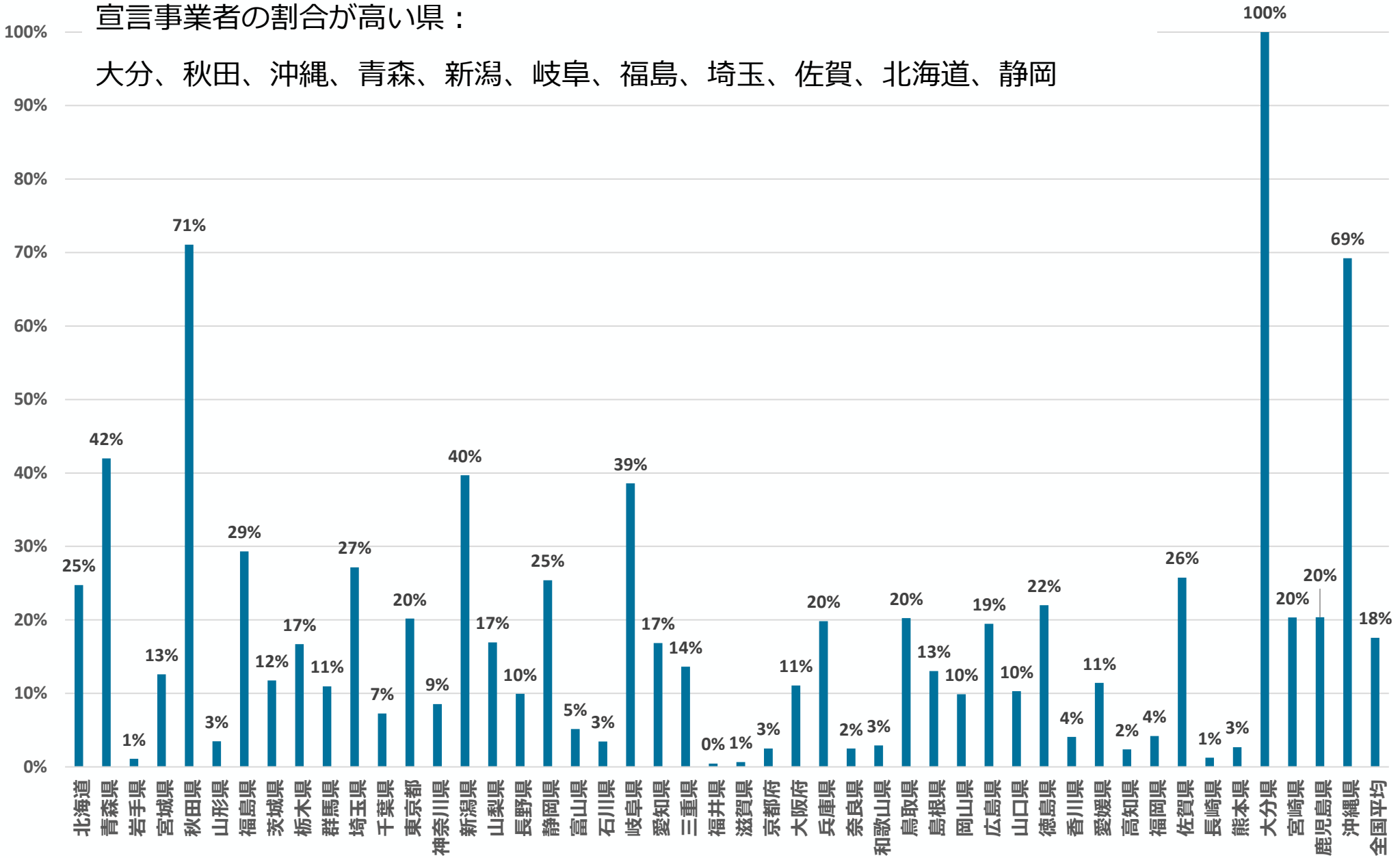
* 事業者団体調べ（都道府県別）の事業所数を事業者別に整理

都道府県別 宣言事業者割合（宣言事業者数／事業者数）

6/23 第12回
液化石油ガス流通
WG資料

宣言事業者の割合が高い県：

大分、秋田、沖縄、青森、新潟、岐阜、福島、埼玉、佐賀、北海道、静岡



(参考) 商慣行見直しに向けた取組宣言 (業界による自主的取組) の主な内容

- 自主取組宣言の内容としては、①法令遵守、組織体制及び顧客への説明、②顧客以外の関係者への関係構築、③社会への貢献について言及しているものが多い。

内容	宣言内容の例
法令の遵守 組織体制の整備 顧客への説明	<ul style="list-style-type: none"> ①過大な営業行為の制限、②三部料金制の徹底、③L Pガス料金等の情報提供について法令を遵守します。 経営トップはもとより組織の構成員全員、さらには、委託等を行う協力会社等の構成員に至るまで法令遵守を認識・徹底します。特に、顧客である消費者と直接に接する組織の構成員等に対しては法令遵守の必要性を確実に認識させていきます。このため、私たちは、法令遵守に向けた組織構成員向けの研修を定期的実施するとともに、法令遵守に反する又はそのおそれのある行為がないか監察するための内部統制機能を発揮させる体制を整備していきます。 顧客である消費者に対して自社が法令遵守を徹底することを十分に説明するとともに、消費者からの意見等を受け入れ・吸い上げ、それに対して速やかに応答するなど消費者が自社との取引に満足するような良好な関係性構築を図っていきます。
顧客以外の関係者との 信頼関係構築	<ul style="list-style-type: none"> 私たちが事業運営を行う上で、顧客以外にも従業員はもとより取引先等全ての関係者に対して、<u>私たちの理念・ビジョンを明示して共有を図り、信頼関係構築の基盤を整備します。</u>その上で、私たちが液石法の規制の下で事業運営が可能であることを従業員はもとより、<u>取引先等関係者の理解・認識を十分得て、液石法等関係する法令の遵守を周知</u>していきます。
社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 私たちは、社会貢献の公約を实践するべく、<u>カーボンニュートラルへの対応等、社会貢献に向けた具体策を策定</u>していきます。
経営トップのコミットメント	<ul style="list-style-type: none"> <u>社長名の宣言。社長を責任とする管理体制のもと、確実に実行してまいります。</u>
経営理念等	<ul style="list-style-type: none"> 経営理念、倫理憲章を宣言文に記載。
教育研修、社内徹底	<ul style="list-style-type: none"> <u>社内講習会や社内通達等を通じて、今回の改正省令および当社の取組方針等を、社内にあまねく浸透させ、また契約書の事後チェック等、社内法務部門とも連携し管理体制の強化に努めます。</u>
遵守状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <u>社内監査等により遵守状況を定期的に確認</u>します。 <u>グループ行動指針の策定、グループ行動指針の為の定期モニタリングを行い社内徹底</u>します。
保安の確保	<ul style="list-style-type: none"> 高度化をさらに推し進め、お客様に暮らしの安全・安心をお届けします。

WGで提示された商慣行改革の成果～社員の意識変化

- 「投資から販売へ」という言葉の浸透を図っているが、オーナー等に対する設備の適正販売はもちろんのこと、料金の透明化が非常に大事という意識が高まってきたと思う。
- 正常な営業ができるようになったということで、明らかに社員としてはやりやすくなったという声は大きくなっている。ただ、その裏返しで、オール電化や都市ガスとの関係での営業力に不安も抱えているといったところや、法には触れないようなかたちでの提案営業がまだ存在していることへの疑問がまだ解消されていないことが問題。
- 都市ガス事業者は、オーナーから設備の費用をもらうことに慣れているが、LPガス事業者は、ずっと無償貸与でやってきたせいか、オーナーに費用を負担してもらうことに慣れていないように思う。ただ最近では、オーナーに費用を負担してもらうという申し出をしても、意外と大丈夫だったとの声が非常に多くなっている。
- タダというのは商売ではない。この点、改正省令施行後は、社員がプライドを持てるような、まともな商売ができるようになった。これは制度改正の成果だと思っている。
- 正当な営業を行うようになれば、社員のモチベーションはアップする。品質や保安など、顧客に喜んでもらえるサービスは何か、選ばれる会社としてどうしていくか、といったことを皆で考えているところ。
- 改正法令施行前は、駆け込み営業でかなりの被害を受け、関係性を築き上げた顧客が多数他社に流出し、社員のモチベーションもかなり下がったが、今は社内教育を通じて、しっかり顧客、オーナーと向き合っただけで正しい営業をやっていこうということで、モチベーションも戻りつつある。
- 大家さんや不動産業者にどうプレゼントするかではなく、サービスと料金でもって選んでもらうという本来あるべき営業スタイルになってきており、そうした営業ができる社員が成績を上げている状況となっている。

(参考) 公開モニタリングにおける成果 (市場監視・モニタリングの議論状況)

① 規制当局における監視・執行体制の整備

- ✓ 執行体制を整備すべく、規制当局たる自治体担当者に対し、説明会を随時実施するとともに、体制整備の要請(昨年6月、本年1月、4月)、立入検査マニュアル(チェックリスト)を整理・共有(昨年8月)、通報フォームに寄せられた情報の共有などを実施。
- ✓ 三部料金制の徹底に関する規定の施行に先立ち、25年3月25日付けで、「Q & A」を策定・公表。

② 通報フォーム等を端緒としたヒアリング・立入検査等の実施

- ✓ 「LPガス商慣行通報フォーム」に寄せられた情報の件数
改正法令施行前(23年12月~24年7月1日): 1200件超(平均約170件/月)
改正法令施行後(24年7月2日)~24年10月末: 約700件(平均約180件/月)
24年11月~25年5月末: 約980件(平均約140件/月)
- ✓ 通報フォームに寄せられた情報等を端緒として、以下を実施。

(1) LPガス事業者に対するヒアリング・立入検査等を実施し、法令遵守に向けた対応を要請。

- * 25年1月までに、41自治体が、改正法令に関して指導等を実施。
- * 国(本省・地方局)では、24年7月以降に通所件数が多かった事業者に対し、事実確認を実施(立入検査7件、ヒアリング18件(24年11月~25年2月末))

【指導事例】

改正法令施行後もエアコン設置等の営業行為を継続している事業者に対し、法令に抵触する可能性を指摘。後日会社幹部から、無償貸与等の営業行為を改め、社員全員への周知徹底を図る等を内容とする改善計画が提出された。

(2) 国土交通省・資源エネルギー庁等が連携し、不動産関係者に対する個別ヒアリングを実施。

(3) 消費者に対する強引な勧誘行為に関する通報については、消費者庁にも共有する等連携。

③ 液化石油流通WGにおける議論状況・成果

- ✓ 液化石油ガス流通WGにおいて、有識者や消費者等の関係者とともに、商慣行是正の状況について確認・議論中。(24年11月、25年3月、6月と3回開催)
 - 改正法令施行後、営業の従事する社員のモチベーションが上がったとの声多数。ただし、オーナー等に対する過大な利益供与行為は確実に減ってはいるものの、まだ問題事案が残っているというのが共通見解。
 - 商慣行見直しに向けた取組宣言(業界による自主的取組を公表している事業者数は2,668者(25年5月末時点))。
- ✓ WGでは、液石法等との関係で問題となりうる事例を提示し、その評価に当たっての視点や留意点について議論。
25年3月のWGでは、新たな「取り締まり等の方針」を了承。

【ポイント】

- 【判断基準1】 LPガス事業者の切替えを実質的に制限することにつながるかどうか。
 - 【判断基準2】 利益供与の多寡ではなく、「他の事業分野の事例」に照らして正常な商慣習に相当するかどうか
- ※ 賃貸集合住宅のオーナー等に対する利益供与はより厳しく評価(厳しく対処)

- ✓ 25年6月のWGでは、規制当局(国・自治体)が実施した「三部料金制に関するLPガス事業者調査」の結果を踏まえ、今後の指導・監督、執行体制整備の方向性について議論。

【今後の方向性】

LPガス料金に、エアコン等の費用が含まれたままとなってしまうのは、費用回収の在り方として適当ではなく、いわゆる無償貸与等の商慣行是正を遅らせかねない。規制当局としては、そうした懸念のある事案について、LPガス事業者による説明責任を軸として、より重点的に指導・監督を行う。

- ✓ 上記の他、LPガス事業者ヒアリング等を実施し、法令遵守状況を確認するとともに、不動産関係者による対応等を確認・議論。
今後ともWG等の意見を伺いつつ、市場監視・モニタリングを継続し、ガイドライン見直しや取り締まり等に反映していく。
* 貸付配管を巡る状況についてモニタリング予定。

市場監視・モニタリングの実施（液石流通WG等）

- 今回の制度改革の実効性を確保すべく、液石流通WGにおいて、LPガスの商慣行改革の動向について確認・議論中（市場関係者による市場監視・モニタリング）。
 - ✓ 昨年11月の第10回WGでは、改正法令施行後の状況について確認し、通報フォームの寄せられた情報への対応や、液石法上、問題となる行為の判断基準の整備に関するご意見いただいた。
 - ✓ 本年3月の第11回WGでは、LPガス事業者（ENEOSグローブエナジー、サイサン）や不動産会社（大和リビング）による取組状況についてヒアリングするとともに、液石法上の取り締まり等の方針案等について議論。
 - ✓ 本年6月の第12回WGでは、三部料金制に係るLPガス事業者調査を結果をもとに、今後の指導監督方針について議論。また、LPガス事業者ヒアリングを実施（ニチガス、トーカイ）。
- 今後ともWG等の意見を伺いつつ、ガイドラインの見直しや取り締まり等に反映していく予定。

（参考）液化石油ガス流通WG「中間とりまとめ」（2024年4月19日）・抜粋

Ⅲ. 商慣行是正に向けた対応方針

（3）制度見直しの実効性を確保するための方策

④ 公開モニタリングの実施

今後、LPガス事業者による商慣行是正に向けた積極的な取組を促していくためにも、規制当局による取り締まりのみならず、**有識者や消費者等の関係者が、本WG又はLPガス地方懇談会といった公開の場で、LPガス事業者の取組等、商慣行改革の動向について監視・モニタリングしていくことが必要**である。

公開モニタリングの場では、例えば、以下のような内容を確認・議論していくことが考えられる。

- ✓ **通報フォームに寄せられた情報を集約・構造化した内容**
- ✓ **「商慣行見直しに向けた取組宣言」の取組状況**
- ✓ **大手LPガス事業者による商慣行是正に向けた取組状況（公開ヒアリング等）**
- ✓ **フォローアップ調査の結果**
- ✓ **関係省庁と連携した取組状況**

公開の場で様々な関係者が、LPガスの商慣行改革の動向を確認・議論していくことは、**市場関係者による相互監視を通じた違法行為への抑止力**にもつながり、また、**市場監視機能を高めるという観点からも有益**である。今回の商慣行改革を着実に推し進めていくためにも、**当分の間、市場監視・モニタリングを継続していく必要**がある。

また、当該議論を通じて、更なる改革・制度見直しの可否を検討していくことも期待される。

WG中間とりまとめのメッセージ ～消費者に信頼されるエネルギーとなるために

※取引適正化ガイドラインにも反映

商慣行是正に向けた望ましい取組の方向性

【いわゆる「無償貸与」という商慣行】

- 業界全体として、長年続いてきた無償貸与や紹介料支払いといった利益供与行為については、過大かどうかには拘わらず、一切行わない方向で取り組んでいくことが期待される。

【いわゆる「貸付配管」という商慣行】

- いわゆる「貸付配管」をめぐる課題については、過大な営業行為の制限や、三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった制度見直しにより、一定の改善も期待されるところではあるが、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性はありうる。
- 業界全体として、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことが期待される。
- 今後ガイドライン等の整備に当たっては、「望ましい行為」として、建物所有者と配管所有者を一致させることを記載することが適当。また、当分の間、貸付配管をめぐる取組状況や課題の有無等についてモニタリングを継続し、例えば3年後を目途として、制度上の対応の要否を検討していくことが適当。

